

令和5年6月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

16番	大 原 功	1 番	板 倉 克 典
-----	-------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	市民生活部長	柴 田 寿 文
健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳	建 設 部 長	立 石 隆 信
教 育 部 長	渡 邊 一 弘	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	大 木 弘 己
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	安 井 幹 雄

児 童 課 長 飯 田 宏 基

総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
十 四 山 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
い こ い の 里 所 長

中 山 義 之

産 業 振 興 課 長 上 田 忠 次

土 木 課 長

神 野 忠 昭

都 市 整 備 課 長 三 輪 秀 樹

下 水 道 課 長

水 谷 繁 樹

学 校 教 育 課 長 田 畑 由 美 子

生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長

伊 藤 篤 由

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 佐 野 智 雄

書 記 田 口 邦 郎

書 記 川 村 紀 子

7 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と板倉克典議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に質問される高橋八重典議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いいたします。

まず、高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

近年、年末が近づくとつれて耳にする交通事故死亡者数が何年連続ワーストという言葉です。

愛知県は、愛知県警察が中心となり、関係各位の下、毎年脱ワーストをスローガンに掲げ、交通死亡事故撲滅に尽力されております。全国的に見ても、関係各位の努力と技術の進化もあり、1970年頃の1万6,000人超えをピークに、近年、交通事故者数は減少しており、2020年には3,000人を下回り、2,839人と国土交通省の交通事故状況調べでも公表されております。また、2022年は統計が残る1948年以来最少を更新し、2,610人で6年連続での減少となっております。しかし、残念ですが、なかなかワーストを克服するに至っていないのが現状で、ワースト1は返上するものの、愛知県は以前ワースト5に名を連ねる不名誉が続いております。

さきの5月12日に、節目となる第50回海部南部交通安全総決起大会が、関係者出席の下、本市で開催され、4つの誓いの言葉が採択されました。今回、採択された誓いの言葉は決して真新しいことではなく、ごく当たり前のことですが、近年のモラル低下を危惧したものであると感じ、私は理解いたしました。

こうした交通死亡事故状況の中で、道路交通法の改正が昨年から今年にかけて行われていることもあり、今回、大項目として道路交通法改正に伴う市民の認識はと題して質問していきます。その中でも、中項目1として自転車に関する改正についてと中項目2. 高齢者の免

許更新改正についての2項目をピックアップし、質問していきたいと思いますので、皆さんも再確認をしていただきたいと思います。

それでは、まず中項目1. 自転車に関する改正について質問していきます。

自転車運転といって真新しい改正といえば、皆さん御存じのとおり、令和5年4月1日より施行されたヘルメットの着用の努力義務化だと思います。

実際、令和5年4月1日に施行された内容は、自転車乗車時のヘルメット着用努力義務、自動運転レベル4の解禁で、レベル4自動運転移動サービスを特定自動運行と規定し、自動走行ロボットは遠隔操作小型車として届出制に、また白ナンバー事業者に対してのアルコールチェッカー使用義務化の延期の継続で、大きく4つ改正されております。今回改正されたヘルメットの努力義務は、自転車を日々利用される方にとっては興味深いものであると思います。

では、配付資料を御覧ください。

この資料は交通安全総決起大会の資料にも入っていましたが、愛知県交通安全協会が「ヘルメットを着用しましょう」と、このチラシを作って啓発されております。

そもそも愛知県は、令和3年10月1日より、既に県条例で大人も子供も自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化及び自転車損害賠償責任保険加入が義務化されております。

本市として、自転車乗車時のヘルメット着用努力義務に対し、市民に対し効果的な対策や啓発は行われておりますでしょうか、伺います。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） おはようございます。

御答弁させていただきます。

愛知県下では、令和3年に自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、自転車乗車用ヘルメットの着用の機運を醸成し、ヘルメット購入を支援するため、自転車事故による負傷者の割合が高い7歳以上18歳以下の児童・生徒など、及び自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者がヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を助成させていただいております。その制度の啓発のために、市内の小・中学校とヘルメット取扱店に補助金制度のチラシを配付させていただき、周知を図っております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 先般の海部南部交通安全総決起大会の講演の中で、マジシャンN A Oさんがボウリングの球を落下させて人体に及ぶダメージを説明されておりました。自転車が絡む事故が起きた際、地面にたたきつけられたり、飛ばされたりし、相当のダメージが頭にかかるので、ヘルメットを着用し、自分の命は自分で守りましょうという説明と同時に、義務化にすべきと私見を言われておりました。全くそのとおりですが、施行日のニュース報

道、街頭インタビューの回答は、残念ですが、ほとんどの人がヘルメットをかぶらないと回答されておりました。理由として、違反ではないから、努力義務だから、髪がセットが乱れる、かつこ悪いなどと回答されておりました。マジシャンNAOさんが言われたとおり、私も主語が間違っている、すなわち見た目のことより命が何より貴いと考えますが、市側はどう捉えていますでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 私も、議員が言われるとおりだと思っております。御自身の貴い命を守るためにも、ぜひともヘルメットを着用していただきたいと考えます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 命の貴さは言うまでもありませんが、ヘルメットの着用向上に向け、本市はヘルメットの購入補助をしています、現在まで何名の申請がされておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 令和5年5月31日時点で61名の方が申請してみえます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 周知という意味では全く評価できる数字ではないと思いますが、本市として、貴い命を守るために具体的な対策を考えてみえますでしょうか、伺います。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 自転車利用者のヘルメットの着用啓発につきましては、市広報紙や市ホームページ等による周知と、警察と連携した商業施設等での啓発チラシの配布などを行っております。さらに、通勤・通学で弥富駅まで自転車を利用される方を対象とした啓発チラシの配布や、高齢者が集まるふれあいサロンへの出前講座などを行ってまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） そこで、本市はヘルメット着用率ナンバー1を目指して取り組んでいくべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

装着率ナンバー1を目指すことも大変重要ではあると思いますが、ヘルメットの着用について抵抗感もある中で、着用を当然のこととするためにも、職員が模範を示す必要があると考えております。私からも課長会などの機会を通じ、通勤や帰宅の際に、職員自身の身を守るためにも、職員のヘルメットの着用の徹底を図っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） できる可能性がある対策等は徹底的に取り組んでいただきたいと

思います。

また、自転車に乗る人だけではなく、自動車などを運転する側からしてももっと厳しくするべきだという意見も出ています。

昨今、自転車の交通ルールを守らない人、自動車は止まってくれるなど交通ルール自体間違った認識の人が多過ぎると日常的に私は感じております。

書画カメラ1をお願いします。

実際、道路交通法では自転車は軽車両であるとはっきりと明記されていますので、右側通行で自動車と同じであります。日常生活の中で見れば、逆走は当たり前、歩道の爆走、横断歩道を乗車して横断などといった、言い出したら切りがありません。

書画カメラ1の2をお願いします。

身近なところで特にひどい事例を出せば、国道1号の駅前、国道1号線の弥富幹部交番前の交差点、そしてこの弥富市の市役所前の交差点が代表的で、スクランブル交差点で本当にひどく、車を運転している側からすれば、法律遵守を徹底すべきであると考えます。

書画カメラを見ていただきますとよく分かりますが、歩車分離による信号は、自転車が歩行者信号で動いている点です。実際、自転車を降りて押していれば何も問題ありませんが、乗車していることが大問題であります。法律遵守されている人は車と同じ動きをします。車が右左折する際、自転車を待ちますが、歩行者信号で動かれている人は、来ないと右左折しようとした際に後方から直進してくる自転車がいたりすると、同じ乗り物なのにルールが乗る人によってまちまちであることは、私は問題視をします。

市側は、今問題視した状況をどのように捉えておられるでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 車の運転者も自転車の利用者も自転車の交通ルールを正しく理解している方は少ないと感じます。また、自転車だからちょっとくらい交通ルールを破ってもいいだろうと安易に考える方が多いようにも感じます。このように感じる原因は自転車に係る交通安全教育が普及されていないことにあると思いますので、警察など関係機関と連携して、自転車安全教育にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 配付資料の裏面の、自転車の危険行為15というのが載っている裏面のほうを御覧いただきたいと思います。

愛知県交通安全協会のチラシの裏面で、自転車のルール違反について、危険行為として15の例を出して、罰則も書かれ啓発されております。

また、愛知県は、自転車損害賠償責任保険の加入を義務とする条例を制定して、2021年の10月から自転車損害賠償責任保険等の加入義務を規定しております。なぜなら、事故を起こ

せば加害者としての責任が問われるからであります。

近年、自転車加害者となり、多額の慰謝料を請求されている判例が出ております。市内全体の把握は難しいと思いますが、市内小・中学校の児童・生徒の自転車損害賠償責任保険の加入状況を伺います。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 本市では、中学生全生徒の自転車通学を認めております。

そこで、年度当初に全保護者に向け、自転車損害賠償責任保険の加入について啓発を行っております。

毎年、中学生を対象に自転車保険等の加入についてアンケート調査を実施しております。昨年度のアンケート結果に基づけば、加入率は94.1%でした。

小学生につきましては、アンケート調査は行っておりませんが、中学生同様、自転車損害賠償責任保険の加入について啓発を行っております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 保険に関しては、自動車を所有されていれば、任意保険のオプション設定やフルカバーされているものが絶対数でありますのであまり心配しておりませんが、交通マナーは各自が認識するしかないため、啓発や講習会などで対応しつつ、警察と連携し、取締りの強化も視野に入れるべきと私は考えます。

市役所周辺で車やバイクの一旦停止の検挙は連日行われておりますが、確かに事故を未然に防ぐためには必要であると思いますが、車やバイクだけではなく、モラル低下が全国的に指摘されている自転車の取締り強化が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自転車の取締り強化についての質問でございますが、令和3年度の交通事故統計において、自転車死亡事故で自転車側にも違反がある割合が8割近くあり、自転車の法令違反が事故の要因となっていることがうかがえます。まずは、安全な通行のためにはルールやマナーの意識向上の面から対策を講じていく必要があると考えます。

また、交通安全には町ぐるみで取り組むべきことから、警察、学校、PTA、区長会などで構成する弥富市交通安全推進協議会や海部南部交通安全総決起大会等での意識啓発や、警察と連携した自転車の交通ルールの徹底を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、市長に御答弁いただきましたが、ルールやマナーの向上啓発はもちろんなんですが、自転車は法律で軽車両とはっきりと明記されておりますので、取締りをするのは当然であると思いますが、そこは、再度市長にお伺いしたいんですけど、なぜそこまで遠慮ぎみなんですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから御答弁をいろいろしているわけではございますが、まずは自転車の運行上のルール、マナーというものが、やはり皆さんあまり知られていないというようなことがあるものですから、そちらのほうをまずはきちんと皆様にはお伝えしていきたいと市としても思っているところでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 県の条例も施行されてからもう2年余りたつわけですけど、その間に周知はできたのかなというふうに私は思いますが、昨今の自転車マナー低下のことを考えると、交通ルールの教育は早い段階から必要であると考えます。

そこで、教育を含めた習慣による連鎖のよい事例がありますので、ここで御紹介させていただきます。

信号機のない横断歩道での一旦停止について取り上げたニュース報道が以前あり、長野県が断トツで停止率が1位という内容でございました。私は、このニュースの内容がまさに交通ルール教育のたまものであると思います。

2021年のJAFの調査では、1位の長野県は85.2%で過去最高で、全国平均を55ポイント近く上回り、2位の静岡が63.8%に対して20ポイント以上の大差をつける圧倒的な1位であったと報告されております。ちなみに、愛知県は6位で47.6%、ワースト3は、岡山の10.3%、東京都の12.1%、青森の14.0%と続きます。過去最悪だったのは、2018年の栃木県の0.9%、もうほとんど止まらないということですね。栃木県の名誉のために申し上げますが、2021年、30.1%と全国平均を上回っております。また、2018年ワースト3、2019年ワースト1であったお隣の三重県もベスト7位に、2020年のワースト1位であった宮城県も1年で45%以上改善し、ベスト4になっております。しかし、ベスト10といっても、1位の長野県以外はほぼ半数しかルールを守っていないことになります。長野県が何をしたのか、それが今回のキーワードになります。

それは、子供の集団下校の際、横断歩道を渡り終えたら車を止めて待ってくれたドライバーに子供がおじぎをする習慣が30年以上続いているのではないかと言われております。子供の頃から横断歩道で止まってくれた車におじぎをすることが習慣となっていると、大人になり、自らハンドルを握るようになったら、自然と横断歩道では一旦停止をするようになると説得力のある話でありました。

これは、今回の着用努力義務に当てはめれば、小・中学生は、現在、ほとんどの児童・生徒が自転車乗車時にヘルメットを着用しているはずですから、卒業しても着用すべき理由とともに教育し、習慣となれば、近い将来、長野県の一旦停止率のようになるのではないかと私は考えます。そのためにも、小・中学校の義務教育期間中で取り入れ、徹底教育する必要

があると考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えいたします。

市内の小・中学校では、毎年、警察の方などを講師に招いて講話をいただく交通安全教室、そしてDVDを活用しながらの教室を開いて交通ルールやマナーについて学んでおります。中学校におきましては、これらに加え、生徒会や委員会が中心となり、自ら考え作成した資料などを活用して交通安全の啓発活動を行ったり、無事故無違反キャンペーンに参加するなど、交通安全について考え、行動しております。

今後も、このような活動や機会を通し、交通安全や交通ルール、そして先ほど議員が教えていただいた長野県の例にありますようなマナーについても学んでいってほしいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、教育長に答弁いただいたわけですけど、現状の児童・生徒はヘルメット着用ができていているということを聞いているのではなくて、中学校を卒業したら非着用になることに対して教育すべきではないかということを私はお聞きしているんであって、その辺のところは、教育長、どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 当然卒業してからも着用の義務というものは生じるわけでございますので、卒業時に改めてそのようなことも声かけをしていきたいなというふうに思っております。

また、そういった姿を地域の方が御覧いただいて、それが地域全体に広まっていくことを願っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の小・中学生が着用しているヘルメットも、多分年頃になると格好が悪いとかということがあると思うんですが、今、結構スタイリッシュなヘルメットもありますので、そういったものも中学校のヘルメットに取り入れるようなことも考えていただくと継続性があるのではないかなというふうに考えます。よろしく願いいたします。

次に、保育園児の保護者に関しても、自転車での送迎に対し、ヘルメット着用啓発、教育や指導をすべきではないかと考えますが、市側の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育所における自転車乗車用のヘルメット着用に関する啓発につきましては、愛知県交通安全協会が作成しましたチラシを各保育所の掲示板などに掲示するとともに、保護者への一斉メールにより情報発信をしております。

また、実際に自転車で送迎を行っている保護者に対しましても、児童はもちろんのこと、保護者にもヘルメットを着用していただくよう声かけを行っておるところでございます。

なお、市内の私立の認定こども園におきましても、同様の取組をしていただくようお願いをしております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 今、チラシの掲示とか啓発、声かけなどを行っているという答弁でございましたが、通園の様子を数日間、ちょっと私、観察させていただきましたが、結論から申しますと、自転車での送迎をされている保護者はほぼ非装着であったことから、全く結果は出ていないとしか言えません。市として、このままでよいと考えてみえるのか、部長に再度答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今、議員のほうから、確認をしたところ、ほとんど非装着だったということでございました。今、議員の御指摘を受けましたので、再度保護者の方にまた啓発をしていくように心がけていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 保護者の方は非装着ですけどお子さんは装着されているって非常に矛盾を感じるんですけど、その辺のところをよろしくお願いいたしますと思います。

今回の自転車に関する改正について、市民の周知・啓発、教育及び警察との連携した取締りを含め、市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自転車交通ルールの啓発につきましては、市広報紙や市ホームページ等による周知と警察と連携した交通安全県民運動期間中の啓発イベントなどを通じ、自転車マナーの向上や自転車交通ルールの遵守について啓発活動に取り組んでいるところでございます。

また、市内の小・中学校に対しましては、自転車交通ルールのチラシ配付や交通安全教室を開催するなどして、教育委員会とも連携して取り組んでおります。

自転車の交通ルールの徹底のための教育と指導の在り方につきましては、警察との意見交換や情報の共有化を図るなど、連携を密にし、効果的な周知・啓発活動等に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 自転車に関する道路交通法改正で、ヘルメットの着用努力義務については、対象者数や年齢も幅広く、一朝一夕にはいきませんが、自転車が絡む交通事故が

起きた際には死亡事故の原因としての可能性が高いわけですから、リスク軽減に対し、今から始めないと悲しい死亡事故を減らすことはできません。市長自ら先頭に立ち、全庁を挙げて対策を取っていただき、市民の周知・啓発等が早期に完了し、ヘルメット着用率ナンバー1を目指していただきますことを要望いたします。

続きまして、中項目2. 高齢者の免許更新改正について質問していきます。

最初にも述べましたが、2022年、交通事故死亡者数は、衝突軽減ブレーキ、車線はみ出しなど予防安全技術の進化、ドライブレコーダーの搭載率向上など安全意識の高まりもあり、6年連続最少で、2,061人と減少している反面、高齢者を含めた割合が56.7%と、約6割に迫る勢いとなっております。

こうしたことを考慮し、高齢者の免許更新改正がなされてきました。

まず、令和4年、次の事項が大きく改定されました。

書画カメラの1をお願いします。

75歳以上、後期高齢者ですが、免許更新手続3点の改正と新規1点が追加されました。

1つ目、認知機能検査の検査方法の変更。これまでの認知機能検査の3項目から時計描画がなくなり、2項目に変更されました。

2つ目、高齢者講習の一元化。2時間講習と3時間講習に分かれておりましたが、高齢者講習が2時間の講習に一元化されました。

3番目、運転技能検査の新設であります。原付、二輪、小型特殊、大型特殊だけの運転免許保有者及び運転技能検査に合格した人は、実車指導なしの1時間講習となりました。

運転技能検査は、75歳以上の高齢者のうち普通自動車対応免許の方が一定の違反行為をした場合、免許更新時等に運転技能検査の受検が義務づけられ、運転技能検査に合格しない場合は、運転免許の更新ができない。

それから、4番目、これが新設された部分ですが、サポートカー限定条件の運転免許の導入。安全運転支援装置を備えたサポートカーに限定する条件で普通免許を付与すること等を内容とする制度の導入であります。運転に不安を感じる人に対して、運転免許の自主返納だけではなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続できるという新たな選択肢を設ける制度で、申請は運転免許の更新手続と併せて行うことができ、この制度は年齢に制限はないですが、普通免許に限られます。

こうした4点が大きく改正されましたが、市側としての認識の確認をいたします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 今回の改正は、高齢運転者の免許保有者数が年々増加していることや、社会的にも問題となった高齢運転者による交通事故などの影響で、高齢運転者への対策の充実と強化が図られ、高齢運転者の運転基準が厳格化されたと認識しております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 書画カメラ2の2をお願いします。

今回の改正で、3つ目に紹介しました運転技能検査の新設が大きな変更点であると思います。過去3年以内に一定の違反、例えば信号無視、速度超過、携帯電話使用等がある方が対象となり、運転技能検査に合格しない場合、免許の更新手続はできないことが大きな改正点であります。改正前であれば認知症でない限り更新手続はできていましたが、改正によって、運転技能検査をより重視し、75歳以上の高齢運転者での運転ミスによる事故防止措置を取ったと言えます。

運転技能検査の新設措置を市側はどう捉えてみえますでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 従前の高齢者運転対策では、主に認知機能の低下に着目した対策が進められており、認知機能検査は、高齢者講習において認知機能の低下による運転リスクに応じた安全運転指導を行うことを通じて、事故リスクの低減に寄与しております。

しかし、高齢運転者による死亡事故のうち、認知機能の低下が見られない者によるものが約6割を占めていることが判明し、認知機能だけでなく、加齢による運転技能の低下に着目した対策も必要であるとの観点から設けられたものと考えます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 交通安全面等、今の世論からすると致し方がないことではあります。生活の移動手段が急に奪われるわけですから、生活環境が急変し、市街地以外では非常に困る市民が出てくるのが予測できます。

そこで、令和4年5月13日に道交法が改正され、運転技能検査にて免許更新手続ができなくなったことで相談が市のほうにあったかどうか伺います。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 現在のところ、相談等はございません。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 現時点で相談の有無は別として、相談があった際、市はどのようにアドバイス等を含めた対応を想定されていますでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 生活の移動手段が奪われることになり、どうすればいいのか悩まれると思いますので、自家用車に代わる移動手段として、きんちゃんバスの無料パスカードやタクシー料金の助成制度などを御案内させていただきたいと思っております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 予防的な対策は今までもされてきたと思いますが、今回の改正は

免許の取消しですから、予防対策は必須になると考えます。各コミュニティで75歳以上を対象に講習会を定期的に毎年行うなど、不安を感じている市民に対し相談窓口を設けるなど、予防対策は思案すればあると思います。

根本は対象者の自覚ですが、皆さん本当にお元気で、高齢者としての自覚が薄いため、その場にならないと理解していただけないのは本当に現状であります。予備知識として周知していくことは必要かと考えますが、そこで予備知識として、また選択肢の一つとして、改正で新設されたサポートカー限定免許制度があります。

市は、この制度の認識と、制度の周知についてどのようにされているか伺います。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） サポートカー限定免許制度は、運転に不安を覚える高齢運転者に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続してもらう中間的な選択肢を設けるもので、御家族の運転に不安を感じる方が御本人との免許継続のお話合いの際の選択肢の一つとして、この制度を検討していただけるものと認識しております。

また、この制度の周知につきましては、県や警察のほうで対応していただいております、本市として特に啓発活動などは行ってはおりませんので、警察など関係機関との意見交換などを行い、連携できる部分があれば協力をしていければと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） この制度は、高齢者だけではなく、運転に不安を感じる方に適用されますので、交通死亡事故撲滅の観点から、積極的に推進する制度であると考えます。自動車運転免許を有されている市民に対し推進する考えはありますか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 警察など関係機関から協力要請があれば、チラシ等を活用した広報により、サポートカー限定免許制度の有用性の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 警察や関係機関からの協力要請を待つだけではなく、逆に警察や関係機関に本市自ら協力要請をするくらいの本気で取り組むことが行政としての責任であると考えますので、行政としての責任を果たしていただきたいと思います。

次に、高齢者の免許更新改正に伴い、今後、自動車運転免許自主返納がしやすい体制を早急に進めなければならない現状にあると考えます。今、本市として最新のサポート体制は何かと考えますか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 自主返納後の代替交通手段となり得る公共交通機関の再編で
あると考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 現実的に、行政で行えることにも限界がありますが、考えつくこ
とは、やはりコミュニティバスやタクシー補助であると思います。本年の6月2日から実証
実験が始まっている乗合デマンド交通、チョイソコが鍵になると考えます。実際、議長も初
日に乗られたということで、SNSのほうにアップされておりましたが、よかったですね、
議長、ここまで20分で来られたとおっしゃって見えませんでしたので。

担当課がこの半年ほど休日返上もして地域に入り、説明会を繰り返し行ってこれ、実証
実験までこぎ着けられてきました。それでも、周知は半分ぐらいしかないと感じております。
これも好機と捉え、免許更新ができなくなることを想定していただき、利用促進につなげて
いただきたいと思います。市側の見解を求めます。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 今は運転ができる方でも、加齢による身体能力の衰えは間違
いなく訪れ、運転技能検査が不合格となり免許更新ができなくなることを自分ごととして捉
えていただき、自分の身に起こる現実である旨を市民の皆様にお伝えさせていただきながら、
新しい移動手段であるデマンド型乗合送迎サービスの実証実験への参加を促してまいりたい
と考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今後、南部地区以外でも説明会等が今年から行われていきますが、
地域に合ったデマンド交通はほかにもありますので、複数のよいシステムを共存させていく
ことができれば、より免許の自主返納がしやすい環境が整い、自主返納が加速していくと考
えます。こうした政策がブラッシュアップされることで、免許更新手続きができなくなった市
民の生活が急変しても、行政としての役目を果たせると考えます。

免許の自主返納をしやすい環境づくりとして、市側の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 安心して運転免許証を返納できる環境をつくっていくことは重要なこ
とと認識をしております。特に、免許証を返納しても生活に支障がないよう、移動しやすい
環境づくりが重要と考えており、そのために、本市では、公共交通の再編の一環として、新
たな移動手段であるデマンド型乗合送迎サービスの実証実験に取り組んでおります。この実
証実験に来る今日までに半年余りかかったわけですが、その間、南部地域の平野議
長、また高橋議員には、本当に啓発活動に御尽力いただきましたことに感謝を申し上げます。
ありがとうございました。

この6月からスタートした南部地域での実証実験を通じ、市民の皆様が、移動が楽になった、とても助かるなどのお声がいただけるよう、また本市に適した公共交通となるよう、再編を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） とにかく市側としては、よいサービスを提供するというのとは一番肝腎だと思います。ただ、市民側としましても、ただ使うことを、使えるものを使っていたかかないとなかなか継続することは難しいと思いますので、特に、先ほどのチョイソコに関しましてもそうですが、いまだに目標の登録数には達していないという非常に残念な結果になっておりますので、どうか皆様方、お知り合い等を、加入していただきまして、500人でしたっけ600人でしたっけ、たかだか500人の登録なんですけど、なかなかそれができていないという残念な結果ではありますので、まだ実証実験は続きますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、大項目として道路交通法改正に伴う市民の認識はと題し、中項目1. 自転車運転に関する改正について、中項目2. 高齢者の運転免許改正について質問してきましたが、総括を求める前にですが、今までの答弁で警察や関係機関が主となっていますので、市長が日頃から言われている市民の生命と財産を守る安心と安全なまちづくりの観点から、本市としての方向性を明確にした市長の総括を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自転車運転に関する改正と高齢者の免許更新改正につきまして、それぞれ改正された背景には、便利であり、生活に必要な自転車や自動車ではありますが、そのルールや操作を誤ったために貴い命が失われた事実がございます。そのような背景を市民の皆様にも改めて御理解いただき、ヘルメットの着用や運転免許の更新等についてしっかりと考え、取り組んでいきたいと思っております。

それぞれの改正は、自分の身を守る、自分の家族を守ることにつながるものであると考えておりますので、本市といたしましても、市民の皆様が取り組みやすい環境や雰囲気をつくり、全体で醸し出せるよう、警察など関係機関と連携して、交通ルールやマナーなどについてしっかりと呼びかけてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 結びに、道路交通法は度々改正されますが、知る機会がなかなかないのが現実であります。自動車運転免許証取得者及び自転車運転者には、行政として積極的に周知・啓発を行っていただき、貴い命を守っていただきますことを強く要望いたします。私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時します。再開は午前10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木みどり議員。

○11番（鈴木みどり君） 11番 鈴木みどり。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は2点。

初めに、防災訓練の在り方について伺いしたいと思います。

ここ最近で、大きな地震が石川県能登半島、千葉県南部で発生しました。震度5以上の地震が各地で頻繁に発生すると、私たちの住む地域でもいつ発生するのか不安になります。

幸いなことに、私たちの地域では大きな災害もなく、全体的には危機感が休止しています。今回の一般質問では防災訓練について伺いますが、この大きな地震がメディアで報道されたときに、もしこれが弥富市だったらどうなるのかなあと想像しました。人口約4万人、液状化、海拔ゼロメートル地帯、危機感は薄れている、コロナ禍での地域コミュニティ活動の縮小、本当に市民の命は守られるのか。

そこで、質問に入ります。

本市の防災に対する現在の取組はどうなっていますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市の主な取組といたしましては、地域防災力の向上を図るために、従来から自主防災組織が行う活動や資機材の整備等に対して自主防災組織補助金による補助制度を設けており、御活用いただいております。

啓発活動に関しては、各地区において防災ワークショップや出前講座を実施して防災啓発に努めております。

また、洪水、高潮、浸水津波の3種類のハザードマップを作成して全戸配付し、併せて説明動画を作成してYouTubeにより配信しております。動画に関しては、そのほかにも昨年度実施しました防災ワークショップや避難所生活の基本的な考え方などについても配信しております。

訓練に関しては、従来の市役所内の資機材操作訓練や避難訓練等に加え、昨年度は、本市災害対策本部と外部の各種災害対応機関の現地情報連絡員との連携強化を目的としたリエゾン連携訓練や、災害協定に基づき、愛知学院大学への広域避難訓練を実施しました。

なお、各種災害協定についても、民間施設を利用した避難所や緊急時避難場所の指定をは

じめ、物資供給に関する協定などの推進に適宜努めております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 本市では、以前、各地域コミュニティに関してはその地域に任せていると言われました。地域によって、自主防災組織が訓練もしっかりと行っているところも多くあります。しかし、中には、自治会の役員の高齢化などの問題もあり、温度差があります。まずは市が先頭に立ち、防災訓練の見本を示すべきだと考えます。

大きな規模の訓練ではなく、市民を対象にした身近な訓練でいいと考えます。身近な訓練の積み重ねがいざというときに役に立ちます。では、身近な訓練って何ですかと言われた場合、私は自助、共助のところだと思います。そんなことは今さらと思われるかもしれませんが、では、それを市が示して訓練したことがあるのでしょうか。

地震の場合、まずシェイクアウト。姿勢を低くする、頭を守る、動かないなど、自分の身を守ることです。自分の身が守れたら次はどのような行動に移ればいいのかと思いますよね。家の中にいた場合、外に出ていた場合など様々なパターンがありますが、そういう細かい流れが必要だと考えます。

突然出される緊急地震速報に、多くの人はどうしたらいいのか分からないと言います。避難所までたどり着けることが大変なことだと思います。

そこで質問ですが、市が主催する防災訓練の考えはありますか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市は、従来から毎年９月に６地区のコミュニティ推進協議会が主催する防災訓練の中から１地区を選定し、大規模防災訓練と位置づけ、外部の防災関係機関と連絡調整し、訓練実施に向けてサポートをしています。

過去の主な訓練内容としては、自衛隊による炊き出し支援、土のう積み指導や海部南部消防組合によるはしご車救出訓練、また愛知県防災ヘリコプターによる緊急物資輸送訓練などです。令和２年度から４年度までは新型コロナウイルス感染症の関係で訓練が中止となっておりましたが、今年度から再開する予定です。

現時点では、市が主催する防災訓練の実施は考えておりませんが、各地域の自主防災会や自治会などをはじめとした地域コミュニティに対して、本市が防災ワークショップや出前講座などを毎年各地域で継続的に実施することが大変有効であると考えております。特に、出前講座であれば、今一番知りたいこと、強化したいことなど、地域ごとの要望に寄り添ったメニューで実施させていただきます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 市民の皆様には、ふれあいサロンとか自治会の集まりの中でぜひこの出前講座を利用して、地域に合った防災知識を得ていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症で、この3年から4年、先ほども言いましたが、各地区のコミュニティ活動は小さくなってしまいました。各地区の体育委員さんもいなくなり、運動会もなくなりました。昔ですが、体育指導員、私も15年やっておりましたが、今はスポーツ推進委員といますが、それを15年続けてきた私には、これは残念で仕方がありません。今までコミの体育事業に携わってきた人たちは同じ思いではないかと思います。少子化も拍車をかけ、やりたくてもできない状況だとも感じます。

そこで考えつくのが防災運動会です。子供、大人関係なく、誰でもが参加できる競技を考え、楽しみながら防災について考えていこうというものです。種目としては、防災クイズラリー、防災障害物リレー、防災借り物リレーなど、いろいろ市民の方からの知恵もいただいて考えていければいいのかなと思います。楽しみながら役に立つ、これも防災訓練の一つになるかと考えます。

そこで、提案として、本市で防災運動会を開催してみてもと考えてますが、市としての考えをお聞きします。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 先ほども御答弁申し上げましたが、本市は、防災ワークショップや出前講座などを毎年各地域で継続的に実施することが大変有効であると考えております。

各地区のコミュニティ推進協議会が主催する防災訓練のメニューの中に、防災運動会の要素も盛り込んだ形で実施すると大変有意義になると考えます。

防災訓練は、各地区のコミュニティ推進協議会をはじめ、地域の自主防災会や自治会自身が訓練内容を話し合い、アイデアを出し合ってプログラムを作成することも地域の共助の意識強化につながると考えます。

本市といたしましては、各地域が防災訓練の実施に向けてアドバイス等の要望がございましたら、地区の事前打合せ会などに併せて市の出前講座を御活用いただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 現在、本市の小中学校の全ては、日赤の青少年ボランティア（JRC）に加盟していると思います。子供たちが自分の身は自分で守り、友達は大丈夫か、自然災害発生時の対応などを講習することもできます。コロナ感染症も2類から5類に移行しました。子供たちには、ぜひこのような学習機会を持ち、定期的に関わることで意識が高まるのではないかと考えます。

市民への防災意識を高めるには、どのような訓練が必要だと考えますか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 市民の防災意識を高める訓練についてはいろいろな方法があると

と思いますが、先ほど、議員が子供たちの防災学習の機会について触れられました。

本市は、子供たちの防災学習として、昨年度、大藤小学校と栄南小学校の2校の6年生を対象に、自分でできる災害への備えを考え、実践できるようにすることをテーマに防災キャンプを実施しました。

主な内容は、シェイクアウトをはじめ、避難訓練、避難所設営体験、避難生活体験などの体験型学習を中心に実施しました。また、海南病院や中部電力パワーグリッド株式会社の協力の下、災害医療や災害時の電気供給についても学習しました。

今年度は、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の4校の6年生を対象に、11月に実施する予定をしております。

子供は、数年後に大人になります。子供の頃から防災学習をすることは、将来に向けて大変有意義であります。また、学校で学習した内容を自宅で家族と話し合い、防災知識を共有することも大変よいと考えております。

市民の防災意識を高める訓練方法については、地域コミュニティが中心となって検討し、防災ワークショップや出前講座などを活用して、本市と連携を取りながら、毎年継続的に実施することが大変重要であると考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 今年度は、大藤、栄南、十四山東部・西部の4校に実施するというので、これも、子供も本当に大きくなりますので、できたら弥富市全校にこういうことを広めていただけるといいかなと思っております。

最近頻発に起きている大きな地震、そして大型台風の接近、先日も大雨で愛知県も大きな被害を受けました。線状降水帯という大雨で、またこの弥富市がいつその地域に入るのかも不安です。私も、当時ちょうどそのとき東京にいて、あと2時間帰りが遅ければこの混乱に巻き込まれていたところでしたが、いざというときに何もできなかった、何をしていたのか分からないでは命を守ることはできません。そのようなときに備えていくのが訓練です。それが市民の一人一人に伝わっていくようにしなければいけないと思います。

昨年、各コミュニティ単位で防災ワークショップが行われました。思ったより参加者は少なく私は感じました。まだまだ防災意識が低いようにも感じました。避難所運営のレイアウトをみんなで考え、障がい者や子供たちへの配慮など、いろんなパターンができました。このようなことは、避難所を開設するときに必要なことだと思います。

地域では、毎年役員さんが替わります。ぜひ毎年、新役員さんや地域の代表者を対象に、まず身近な地域での練習にさせていただきたいと、身近な訓練にさせていただきたいと考えます。

また、本市では、愛知学院大学と浸水時における広域避難に関する協定が締結されました。この協定により、弥富市から大学側に避難所開設の要請をすることを受け入れてもらえるこ

とになっています。

そこでお聞きします。

浸水時における愛知学院大学との協定で、どのように市民への周知を図るのか、どのように訓練をしていくのかをお聞きします。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 愛知学院大学との災害協定の周知については、市ホームページや防災ワークショップや出前講座等において周知しております。

また、令和5年2月には、災害協定締結後、初めて愛知学院大学日進キャンパスにおいて広域避難訓練を実施しました。訓練には、浸水津波ハザードマップや市ホームページで公表しております事前避難対象地域の自主防災会及び自治会をはじめ、防災関係団体などに参加をしていただきました。

今後も、愛知学院大学への広域避難訓練は、参加対象地区を替えながら、継続的に実施してまいります。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 最後に、市長の総括をお願いしたいと思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 最近、大きな地震が石川県の能登地方、青森県の東方沖、千葉県南部など頻繁に発生をしております。

また、先週金曜日には、台風2号の影響によります線状降水帯により、三河部において甚大な豪雨災害が発生をしております。被災された皆様には、お見舞いを申し上げるところでございます。

南海トラフ巨大地震は、おおむね100年から150年間隔で繰り返し発生しており、前回の昭和東南海地震や昭和南海地震の発生から70年以上が経過していることから、今後30年以内に発生する確率が70%から80%と言われているため、大変危惧しているところでございます。

大規模災害への備えとして、地域防災力の強化が被害を最小限に抑える第一歩であるため、私は、各地域のコミュニティ全体が活性化する必要があると考えます。それには、市民の皆様が参加したくなるイベントの開催が必要であると思います。地域の防災訓練一つにしても、毎年決まった訓練内容を実施するのではなく、イベント形式やゲーム等で防災が楽しく学べる環境づくりや、小・中学校での年齢に応じた計画的な防災訓練などが必要であると考えております。決して繰り返し同じ訓練をやることを否定しているのではなく、より多くの方が楽しく参加できる、そんなイベントがいいのではないかと考えております。

このように、日頃の地域のコミュニティ活動の充実が地域防災力の強化につながりますので、今後も防災ワークショップや出前講座等についても、市民の皆様が楽しく学び参加でき

るよう実施し、自助、共助の醸成、そして公助の連携につながるよう、市民の皆様と一緒に
なって防災意識の向上に努めてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 市民の皆様が、いざそのときが来たら何をしていたのか分からない、
どうしていいのか分からないでは不安でなりません。日頃の訓練の知識や行動は、身を守
る最大の武器になると考えます。防災意識の向上に今後も御尽力いただきますようよろし
くお願いいたします。

続きまして、2問目に行きたいと思います。

2問目は、コミュニティセンターの管理についてをお伺いしたいと思います。

3月議会の委員会で、各コミュニティから体育委員さんが選出されなくなり、これも各コ
ミュニティの自主性に任せるとお聞きしました。まだ体育委員さんが残って見えるところも
あると聞きましたが、体育委員さんがいなくなるということは、各地区で行われていた運動
会はいつ再開できるのか分かりません。残念ながら、恐らくもうなくなってしまうことにな
ると思います。

先日、白鳥コミュニティセンターの器具倉庫を見に行きました。コロナ感染の前まで使っ
ていた運動会の道具がいろいろ保管してありました。綱引きに使った縄や障害物競走で使っ
た麻袋やコースラインなどをしるす石灰など、スポーツ少年団が使うのではないのでしょうか、
いろいろなものがありました。これらのものは今後どうしていくのか。そして、倉庫はあま
り整頓もされていません。ほこりにまみれ、隅に置いてある消火器は使えないのではないかと
思いますし、いつのものかも分かりません。

ちょっと写真をお願いします。

これが器具倉庫の中の写真です。私はこの消火器を見てびっくりして、これは誰、どこが
管理しているのかなあと思いました。市ではこんな状態にはなりませんよね、恐らく。ちょ
っと分からないです。

体育委員さんが中心に行っていたコミュの行事もなくなってしまった今、倉庫の点検は今
後どうしていくのでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 運動会等で使われていた備品類は、白鳥小学校区コミュニ
ティ推進協議会の備品になりますので、今後の活用方法等につきましては、同協議会の役員会
や常任委員会で御協議いただき、お決めいただくことになります。

また、点検につきましても、同協議会の役員の皆様で御協議いただいて、行っていただく
ことになるのではと考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） コミュの役員さんも1年ごとに交代していきますので、引継ぎがうまくいかないとさっきの消火器のようになってしまうのではないかとちょっと心配するところであります。市の職員の方もコミュの担当になる方もいらっしゃるかと思いますので、ぜひその、そういうこともするんだということをお伝えいただきたいなと思います。

また、大雨が降ると必ず雨漏りです。白鳥コミュニティセンターの研修室の窓枠から雨漏りで水たまりができてしまいました。研修室は利用者も多く、漏れた水で足を滑らせてしまう、そんな可能性もありますし、恐らく雨漏りに関しては、白鳥コミュのあちこちで雨漏りしていると思います。なかなか完全な修理はできないかと思いますが、写真をお願いします。

これは研修室の窓枠のところで、水がどんどん下に落ちてしまい、荷物をそこに置くと荷物がべたべたになってしまうという、たまたま私もこの場にいたのでちょっと写真を撮っておきました。

次、雨漏りは、どこから漏れているのかを確認する必要があると思いますし、それは分かっているのでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（伊藤篤由君） 白鳥コミュニティセンターの多目的ホールの雨漏りにつきましては、本年度、特定天井撤去設計の際に調査をし、原因を特定し修繕をしてまいります。

今後、その他の箇所につきましては、緊急性を考慮し、優先順位をつけ修繕をしてまいります。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） じゃあ、続いての写真をお願いします。

これは滑り台の写真なんですが、この使われない状態が1年ほど続いております。これはなかなか修理されない滑り台で、いつ使えるのかという問合せが多いそうです。

次の写真をお願いします。

これは駐車場の車止めのところですが、これは一部です。中には金属が見えている場所もありますが、車止めもこんな状態です。

次、お願いします。

これは防砂シートだと思いますが、もうこんな状態もずうっと続いております。

次、お願いします。

これは、木の根のせいか盛り上がってしまった、これは歩道になるんですね、白鳥コミュに入る。こんな状態でございます。

写真ありがとうございました。

点検は定期的に行っているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（伊藤篤由君） 遊具につきましては、定期保守点検年1回、日常保守点検年3回行っております。

白鳥コミュニティセンター施設につきましては、通常の点検・確認は職員で行っております。また、建築設備定期検査については毎年、建築物定期調査については3年ごとに専門業者による点検を行っております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） これは、市民の皆さんが目につくところばかりです。修理申請や報告が出されているかと思いますが、なかなか修理はされません。市民の方からのいつ改善されるのかと、事務所のほうにも来られるそうです。

修理の申請とか要請が出た場合、どのように処理をされていますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（伊藤篤由君） 修繕の必要な箇所の連絡を受けた場合に、状況を確認し、優先順位をつけ修繕を行っております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 白鳥コミュニティセンターも古くなってきております。全てのものに対してすぐに対応することはできませんが、市民の方が分かりやすいように、修理申請中とか、いつ頃直るのかを知らせてはどうですかと私は思っております。見える化ですよ。

市民の方にすれば、長い間の使用禁止の貼り紙だけではほったらかし状態だと思います。予算がない、予算がないと言われると、そんなにお金がないのなら何で弥富駅にそんなにお金を使うのかと思う市民の方の気持ちも理解できます。やはり一度に修理、改善は無理にしても、直せるものは早くやるべきだと思いますし、とにかく計画的に進めていただきたい。施設も古くなってきていますので、いろいろな問題や課題が出てくるとは思いますが、市民の方に理解していただける方法はあると思います。

市長、総括をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 白鳥コミュニティセンターなどの社会教育施設は、市民の皆様が友人や家族と共にスポーツや各種講座などを楽しんでいただくための施設でございます。そのため、日常的な管理や大規模修繕については計画的に実施し、市民の皆様に安全に安心して施設を利用していただけよう日々取り組んでいるところでございます。

先ほどから幾つか御指摘をいただいているところではございますが、順次、これは修理、修繕のほうをさせていただきたいと思っております。

なお、利用者の方々からの基本的小問合せに對しましては、しっかりと回答ができるよ

う徹底をしてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 白鳥に限らずですが、こういう公共施設、コミュニティセンターは多くの市民が利用されます。ぜひ気持ちよく使用ができるようによろしくお願いいたしますと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

通告に従い、2つのテーマで質問を行います。

それでは、1つ目、アフターコロナ、市の取組はと題しまして、以下、伺ってまいります。

国内初の感染者が確認をされてから3年と4か月、新型コロナは変異を繰り返し、第8波まで押し寄せました。感染拡大防止と経済社会活動のバランスに心を砕き、市全体で難局を乗り越えてまいりました。5月8日からは、感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に移行、ウイズコロナ、アフターコロナの新局面に入ったと言えます。ただ、これで収束をしたというわけではなく、再拡大の可能性も残っています。ウイルスとの共存という課題に取り組みながら、気兼ねなく外出をし、自由に人と会える日常にさらに近づけてまいりたいと思います。

まずは市のホームページですが、トップページを占有していたコロナの関連記事が特設リンクへの案内になったのはよいのですが、中を見ますと、古い記事やもう必要のない記事がいまだに多く掲載をされております。記録として残すべきものは整理をして、継続して必要なこと、また新聞報道等で既に多くの市民の皆様は御存じかもしれませんが、5類移行で何が変わるのかなど、これから必要なことに刷新をすべきと考えますが、市の対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことに伴い、市ホームページのトップ画面から掲載位置を移動いたしました。

この新型コロナウイルス感染症対策関連の画面は情報提供の場となっており、市役所の複

数の課で構成されております。現在、広報担当課と古いもの、不要なものを順次精査し、整理をしているところでございます。

また、令和5年度春開始接種の対象者、接種券の発送状況など、随時情報発信をしております。

今後も、少しでも早く市民の皆様に情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今ちょうど整理しているところだと、ただ、でも5月8日からもう一月たっているんですね。いまだに開くと3密回避みたいなことがばーんと頭にあって、まさに市長がメッセージで出された、ウイズコロナ、アフターコロナということで市長として決意を表明されたのにもかかわらず、もうずっと昔の、2年ぐらい前の記事も載っていると。今必要なことに刷新をしていただく、今やっけていただいているということなので、リニューアルすることを期待して、次に進みます。

継続する事業の一つにワクチン接種がございます。安藤市長のメッセージにもありますが、医療関係者や医療従事者、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方々に対してのワクチン接種の案内が既にスタートをしております。

また、国の発表によりますと、初回接種を済ませた12歳から64歳の方々には、年1回の接種機会が確保されると聞いておりますが、今後の感染予防対策、ワクチン接種のスケジュールについて、市の取組を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更により、法律に基づき、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の判断が基本となりました。今後、日常における基本的な感染対策につきましては、個人や事業者が体調や状況に応じて自主的に取り組んでいただくこととなりました。

今年度のワクチン接種のスケジュールといたしましては、春開始接種として、5月8日から65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方、また医療従事者等を対象者とし、ワクチン接種が開始しております。9月以降には、秋開始接種といたしまして、5歳以上の方を対象に接種が開始されます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 初回接種の終わった12歳から64歳と言いました。5歳から64歳までということで対応するということですね。

それと、もう一つ確認だけしたいんですけど、もちろんこれは無償で行うという形でよろしかったですか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） はい。今のところ無償でというふうになっております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ということは、また、この5月8日のスタートをしているのと同じように、対象者の方に勧奨されるということでもいいですね。分かりました。

新型コロナをめぐる課題の一つとして、回復後に続く後遺症がございます。対策の強化が必要です。

東京都が20代から70代までの住民を対象に本年2月に実施をしたアンケートでは、罹患者の4人に1人の割合で後遺症を疑う症状が2か月以上あったそうです。若年層ほど割合が高く、症状は、疲労感、倦怠感が最多でありました。また、国立国際医療研究センターの調査によりますと、感染から1年以上たっても、2割から3割の人が集中力低下など、後遺症と見られる症状を訴えております。これまでの感染者数から見ても、かなり多くの人が悩まされていることがうかがえます。しかし、いまだ発生のメカニズムは不明で、治療法も確立をしておらず、対処療法で対応しているのが現状です。

厚生労働省は、後遺症の主な症状として、疲労感や倦怠感、関節痛、筋肉痛、せき、たん、息切れ、脱毛、集中力低下、抑鬱、臭覚・味覚障がいなどを上げております。こうした症状は、時間の経過とともに改善することが多いそうですが、症状が長期にわたって続いたり、感染時は軽症でも後遺症のほうが重いケースもあると報告をされております。厚労省では、後遺症が疑われる場合、かかりつけ医や近くの医療機関に相談するよう呼びかけております。また、後遺症に対応できる医療機関を都道府県別にまとめて同省のホームページに掲載しており、市としても周知が必要です。

市内にも後遺症に悩まされている方はおられます。また、これから罹患する方もおられます。国では、研究予算の確保と医療体制の構築、家庭や仕事への影響に対する支援など、きめ細かい対応を検討中であり、今、市がすべきこととして、後遺症で悩まれている方の声を受け止め、関係機関につなぐ相談窓口の設置が必要だと考えますが、市の見解と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 相談窓口につきましては特に設置をしておりますませんが、健康推進課にて随時健康相談を行っております。健康相談では、体調不良や発熱時の受診相談、コロナ等の感染予防、予防接種後の副反応など、市民の皆様からの御相談に対応しております。

また、コロナ罹患後の後遺症による体調不良につきましても、個別に状況をお聞きし、医

療関係機関等を御案内しております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） やっているんならね、先ほどのコロナのページを刷新するというんであれば、アフターコロナ以降の市民へのサービスといいですか、安心のもとにもなりますように、何でも相談でどこでも受け付けるということよりも、コロナで後遺症に悩んでいる方、どうぞ健康推進課のほうにお問合せくださいとか、県ではそういうページができていますよ。そういう必要な医療機関につなげると一つの形を取っています。だから、相談が来るからそれに対応するのはもちろんそうなんですけど、積極的にそういうところも発信していただいて、安心のもとに、じゃあ弥富市やったら健康推進課のほうに尋ねればいいんだなあと、市民の方が安心するじゃないですか。そういう対応をお願いしたい。そのように思います。

続けます。

また、長く続いたコロナ禍の影響で打撃を受けた企業、事業者はたくさんございます。業種別に様々な支援事業が打ち出されましたが、その多くは申請受付を終了しております。そんな中、特例措置は外れたものの、5月以降も継続して利用できる補助金、助成金などの支援事業もございます。

例えばコロナ禍となって起業以来初めて利用したという事業者も多かった雇用調整助成金、現在は特例措置は外れて通常制度になっておりますが、要件を満たせば当然使えるわけです。そのほか、事業再構築補助金、それに伴い新設をされた産業雇用安定助成金、小規模事業者持続化補助金など、そのほか物価高騰に対応した支援事業もございます。弥富市商工会のホームページにも一部掲載をされておりますが、こういった情報こそ積極的に発信すべきと考えますが、市の対応を伺います。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市につきましても、事業者の皆様に向けて、弥富市商工会と同様に、市ホームページにて弥富市新型コロナウイルス感染症対策関連情報として、新型コロナウイルス感染症により売上げの影響を受けた中小企業者に対し信用保証協会の保証が受けられるセーフティネット保証4号や、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するためのセーフティネット保証5号を含め、国や県の支援事業などを掲載しております。

本市といたしましては、国や県の支援事業の動向を常に注視し、最新の情報を積極的に発信してまいりたいと思います。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ぜひお願いしたいです。確かに信用保証、セーフティーネット、大事

なんですけど、コロナで初めてそういう支援事業系のものを利用した事業者もかなり多い。だからこそ申請に不備があったりして、事件もございましたけどね、積極的に情報発信をしていただきたい。信用保証といっても結局融資じゃないですか。今言ったような補助金であり、助成金であったりする事業なんていうのは一番冒頭に持ってきてもいいかなあ、見られる方の気持ちになって、いろんな個人事業者、大きな企業系ですと結構そういうものは顧問さんからも連絡を聞いたり、情報が豊富なんです。個人事業者、零細企業者というのは自分で探さなきゃならないわけですので、そういう方が目的のものにたどり着きやすいような配慮をお願いをしたい、そのように思います。

アフターコロナといいますと課題が大きいものですから、まだまだ課題はございますが、次の機会にいたします。

この項目の最後に、アフターコロナへの移行に際しまして、市長としてのお考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 新型コロナウイルス感染が国内で初めて確認されてから3年、本市におきましても、あらゆる市民活動が抑制・停滞せざるを得ない状況となり、また社会のデジタル化・DX化の重要性が認識され、さらにコロナ禍を契機とした働き方の多様化・分散化が進むなど、市民生活は大きく変容してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が5類感染症に移行されましたが、収束したわけではありません。引き続きこの危機を乗り越えることができるよう、各自で感染対策をお願いするとともに、本市といたしましても、安全・安心なまちとなるよう取り組んでまいります。

現在、第2次弥富市総合計画後期基本計画の策定中ではありますが、コロナ禍でも、コロナ禍により落ち込んだ市民活動の底上げや市民の皆様へ必要な情報を的確・迅速に提供すること、そして全ての市民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、行政のさらなるDX推進を掲げております。

今後につきましては、市民の皆様に対して必要な情報は積極的に提供を行っていくとともに、国の動向等を注視しつつ、市民の生命と健康を守ることを最優先に、暮らしやすい活力あるまちづくりに努めるとともに、ウィズコロナ、アフターコロナに向け、新たな一歩として、楽しいを前面に打ち出した事業を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ぜひ、市長、期待していますので、よろしくお願いします。

それで、このコロナ禍でかなりデジタル化が進みましたよね。だから、今まで持たなかった方も端末をお持ちになって、多分コロナ禍になってから市のホームページの閲覧数ってか

なり増えていると、これは調べたわけじゃないんで分からないですけど、増えていると思います。だからこそ、やっぱり目的の、チャットボットも入っていますけど、結局一緒なんですよ、グーグルの検索とね。ヒットしないんですわ。後で、次のお題のときも言いますけれども、目的の調べたい事柄にすぐできるように、見る側の立場になって、再編集といいますか、これも十何年前に今の副市長が総務部でおられたときにいろいろやり取りしたときもあったんですけど、ホームページがようやくリニューアルをして今の形になりましたけれども、情報が多いせいか知りませんが、もう机の上が今の僕のこの、ここみたいだね、いっぱいあるんですけど整理されていない状況が続いているように思います。出しているからいいじゃなくて、見る側の立場になって発信してこそやっぱり情報だと思いますし、プロの仕事だと思いますので、ぜひよろしくをお願いしたい、また市長のおっしゃった楽しいを前面に押し出した、本当に新たなコミュニティの構築ができるような取組につなげていただきたいなと思ひまして、このアフターコロナのことについては一旦終わります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き、堀岡議員をお願いします。

○4番（堀岡敏喜君） それでは、午前中に引き続きまして2つ目のテーマ、ヤングケアラー支援、周知啓発をと題しまして、以下伺ってまいります。

ヤングケアラーとは、家族の介護や世話などを日常的に行う18歳未満の子供のことをいいます。その支援を強化するため、政府は2022年度から3年間を集中取組期間と定めており、本年で2年目となります。

この背景には、2020年11月から2022年1月にかけて、全国の小・中学生、高校生、大学生を対象に行った実態調査の結果がございます。これによりますと、世話をする家族がいると答えた割合は、中学2年生が5.7%で17人に1人、全日制高校2年生は4.1%で24人に1人でした。世話をする家族がいると答えた生徒のうち、頻度がほぼ毎日と答えたのは中学2年生で45.1%、全日制高校2年生は47.6%に上りました。

平日一日に世話に費やす時間は、中学2年生が平均4時間、高校2年生が同3.8時間、その上で7時間以上との回答が、それぞれ約1割ございました。

世話をする家族の内訳を複数回答で聞いたところ、兄弟が中学2年生で61.8%、高校2年

生で44.3%と最も多く、また世話をする家族がいる中・高生の6割以上は、相談経験がないということでもあります。

世話について相談した経験がないと回答した人にその理由について聞いたところ、いずれの学校種でも誰かに相談するほどの悩みではないが最も多く、次いで中学2年生・全日高校2年生は、相談しても状況が変わるとは思わないが高くなっております。そのほか家族のこのため話しにくい、誰に相談するのがよいか分からないと続いております。

小学6年生では、世話をする家族がいるのは約15人に1人に相当する6.5%でした。家族の内訳は複数回答で兄弟が最多でございます。平日一日に世話に費やす時間は1時間から2時間未満、27.4%が最も多く、7.1%が7時間以上と答えております。世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への影響が心配をされております。

また、世話をする児童の半数以上が特にきつさは感じていないと回答しており、家族の世話による制約も6割以上が特にないと答えております。この点につきまして、支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定程度いるということが分かります。家族にどのような世話をしているか聞いたところ、見守りが40.4%で最も多く、家事が35.2%で続いております。ただ、これは複数回答の結果であるため、1人で様々な世話を担っていることも考えられます。

大学3年生では、世話をする家族がいる、あるいは過去にいたのは10.2%で、家族の内訳は複数回答で最も多かったのが母親でございました。平日一日で世話に費やす時間は、1時間以上3時間未満が36.2%で最も多く、6.4%が7時間以上という結果でございました。

そのほか実態調査で分かったこととして、ヤングケアラーの認知度は低く、聞いたことがないが8割以上、また自分がヤングケアラーに当てはまると思うかについて聞いたところ、中学2年生では1.8%、全日制高校2年生では2.3%が当てはまると回答しており、当事者である子供たちをはじめ国民一般の認知度も低いと見られております。

実態調査を受けて、国は集中取組の内容として、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるための周知啓発、ヤングケアラーに関する自治体単位の実態調査や関係機関の職員研修に対しての財政支援、学校や自治体などが連携するためのマニュアルの公表、自治体と関係機関、支援団体をつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営もサポートしています。これはこども家庭庁のホームページ、また文部科学省のページから見ることができます。参加することもできます。このほか、自治体と関係機関が行うヤングケアラーへの訪問支援事業も後押しをしております。

国は、ヤングケアラーについて日々のケアに多くの時間や労力を割くため、学業不振や不

登校、就職機会の喪失など深刻な問題に発展しているケースがあると見ております。ただ、ヤングケアラーは幼い頃からそうした状態に置かれていることが多く、当事者自ら相談をしたり助けを求めることは少ないとされております。

政府は、学校などで助けを求めることの大切さを周知していく方針であります。また、家族のために献身する行為自体は尊く、否定すべきものではありません。しかし、それが原因で自分の将来に希望が持てず、苦しむようなことがあってはならないわけであります。私たちは、子供や若者たち一人一人が思い描く人生を歩めるよう、寄り添う支援に努めていかなければなりません。

以上のことから、以下伺ってまいります。

愛知県では、2021年11月に実態調査を行い、昨年の3月に公表をしております。調査結果から世話をしている家族がいると回答した子供は、小学5年生の16.7%、中学2年生の11.3%、全日制高校2年生は7.1%であり、全国調査の結果と比べ少し高い割合となっております。

問題は、やはりヤングケアラーの認知度の低さであります。このため県は本年1月、県内全ての国公立小中高等学校の小学5年生から高校3年生に、子供たちがヤングケアラー問題を正しく理解をし、当事者が自ら相談ができるよう、ヤングケアラーの声や相談先等を掲載をした子供向けパンフレットを配付することとしております。

今画面に映っているのが、県が作ったヤングケアラーのことというのを、分かりやすいかどうかはあれですけれども、子供向けに作って、絵が子供っぽくて、実は高校生バージョンというのもあるんですけど、絵が高校生か小学校だけということであって、あと小学生は振り仮名が打ってあるだけで内容はほとんど一緒でございます。

次のページへ行っていただいて、Aさん小学5年生の場合、遊びによって誘われるんですけど、家の用事があるから帰らなアカンみたいな、どういった人がヤングケアラーに当てはまるのかということ、子供さんに分かるようになっていきます。実は、この漫画も全く配役は違うんですけど、高校生になっているだけでストーリーは全く一緒で、高校生バージョンも同じような漫画が描かれております。

その次のページをめくっていただくと、実態調査で分かったこととして、様々な資料の提示、ここで誤解してはいけない、ヤングケアラーは絶対悪いことじゃないんだと。むしろ頑張っている子供たちは、称賛に価すべき存在であると。家の手伝いをしたり、家族の面倒を見たり、弟の面倒を見たり、妹の面倒を見たりするというのは、ある意味当たり前であって、称賛すべきこと、頑張っているねと言えることなんだけれども、それが結局度を超してしまっていて、常態化してしまっていて、その子も気づかないうちにほかの同学年の子たちとの差がどんどん開いていく。これが問題なわけであって、そこを何とか支援につなげていく、気づか

せてあげるといことが大事といことございます。

これはいつでも愛知県のページから取れますので、今後、後で弥富も貼っていただけることなんで、自由に見られるといことなんで。あと、これを紹介する動画も一緒についています。これは後で原稿にも出てくるのでいいですけども。

そこで質問ですが、この周知啓発パンフレットが、先ほど県が1月に県内全部配付するといことですけど、弥富市内の子供たちにも配付されているのか、まずは確認をさせていただきます。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） ヤングケアラーにつきましては、相談窓口の連絡先電話番号が記されている、先ほどお示しになりました「知っていますか？ヤングケアラーのこと」という小冊子が本年1月に愛知県より届き、市内の小学5年生、6年生、そして全中学生に配付しております。学校においては保健室等に設置し、子供たちが目にすることができるようしております。

また、市内にあります県立海翔高校や愛知黎明高校においても、生徒に配付されました。

さらに、市内の小・中学校及び高等学校では、ヤングケアラーに関しましてスクールソーシャルワーカーに相談できる体制が取られております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） これは配られただけですかね。例えば配りながら何か説明したとか、そういうのはしていないんですか。そこまでは分からないですか。高校あたりは聞かんと分からんとは思いますが。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校・中学校については個々に渡しておりますので、説明させてもらっております。高校については確認を取れておりませんので。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） せっかく渡しても、渡ただけで終われば子供たちは見ないので周知にはつながらないので、機会とあらば、また生涯学習の時間でも、大事なことです、伝えてあげていただきたいなと思います。

続いて、県のヤングケアラーの特設ページには、各市町村の相談窓口が記載されておりますが、弥富市における相談窓口は記載のとおり児童課が行うのかお伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ヤングケアラーに関する相談窓口につきましては、要保護児童対策地域協議会、要対協及び家庭児童相談室や子ども家庭総合支援拠点を所管している児童課が中心となり、学校教育課や福祉課、介護高齢課など関係部署が連携し

て全庁的に取り組んでおります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 全庁で全体的に取り組んでいただいておりますけれども、後の質問にもつながるんであれですけれども、これから我々の年代ですと、最近ここ数年でヤングケアラーというのはいろんな報道番組等でも特集をされることが多くなりまして、元ヤングケアラーだったという人の体験談とか、興味深く見ている人ですと周知が広がっていくんですけど、よくない印象がついてしまったら困るんですけど、その辺は報道もかなり気をつけてやっているみたいですけど、そういうことが過度になった場合に大変な目に遭うということで、かなりちょっとセンセーショナルな番組が多かったもんですから、その辺をこういうものを通して、またお話をする際に誤解のないように、かえってこれが差別を生むようなことがあっては、絶対絶対あってはならんことなので、しっかりその辺も考えてやっていただきたいなあと思います。児童課が一応窓口になるということですね。

また、ヤングケアラーに関して、職員や福祉・介護・医療・教育等の関係機関への研修の現状と今後の課題について市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ヤングケアラーに関する研修等につきましては、要対協において事例研究を行っているほか、県などが主催する研修会等に参加をしております。

今後も各種協議会等において、教育・福祉・介護及び医療関係者が連携を図り情報共有を行うとともに、ケアラー及びヤングケアラーに関する研修会等に積極的に参加をし、その知識取得に取り組んでまいります。

また、今後の課題といたしましては、実態調査ではつかめない支援が必要であるにもかかわらず、声を上げられない子供や家庭をどのように把握し、支援につなげるかということが上げられます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） まさに今部長がおっしゃった認知度というか、そこをまず進めていかないといけないんですけど、先ほどのパンフレットもそうなんですけど、だからこそ実態調査を通して初めてヤングケアラーというものに関しても、当事者の子供たちが知ることになります。その意味でも、弥富市としても実態調査をすべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市の実態といたしましては、令和2年12月議会定例会の堀岡議員の一般質問に対しまして、ヤングケアラーと疑わしきケースが1件あ

ると答弁をさせていただいております。現在、要対協では3件の児童家庭を支援している状況でございます。

また、本年5月より児童課に、やとみっ子お悩み相談室を設け、児童・生徒本人が、学校や友人、家族には打ち明けられない悩みの相談を受け付けており、ヤングケアラー傾向の実態を把握した場合には、本人の了承を得た上で支援につなげていければと考えております。

実態調査につきましては、厚生労働省が、問題を明らかにするために調査予定がない自治体も検討してほしいとの見解を示しておりますので、今年度実施をいたします第3期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査におきまして、関連項目を追加し、その把握に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今おっしゃったニーズに加えるということですが、これは誰が答えるアンケートになるんですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） お答えいたします。

このアンケートにつきましては、保護者はもちろんですが、子供、特に小・中学生を中心にアンケートを取らせていただきます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） そうすると、実質実態調査ということにもなりますし、それを含めたものということで理解しておきますので、しっかりやっていただけたらなと。また、それを含めた公表というか、またお願いをしたいなと思います。

先ほどから何遍も言っていますが、ヤングケアラー問題は当事者である子供たちではなく、先ほどから何遍も言っていますが、大人たちにこそ周知する必要があります。社会的認知度を高め、この問題を共有すべく国の対応マニュアルの公表を受け、各市町村でもマニュアルを作成し公表しております。また、令和2年の12月議会でも同様の質問をし、提案をしておりますが、市民と問題を共有するため、ヤングケアラー支援も含め、ケアラーの権利をうたい、その権利擁護を定めたケアラー支援条例が必要と考えます。当時の御答弁では、条例制定は必要だと感じる、専門職の意見を聞き研究をするとうございましたが、マニュアルの作成公表も含め、条例の制定について改めて市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） マニュアルにつきましては、本年3月にこども家庭庁が作成した児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引きがございますので、関係部署にも情報を提供し、大いに活用していきたいと考えております。

ケアラー支援に関する条例につきましては、令和2年3月に埼玉県が全国で初めて制定し、それ以降、幾つかの自治体が同様の条例を制定している状況であります。これらの条例は、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的とし、基本理念、自治体の責務や住民・事業者・関係機関等の役割などを定め、ケアラー支援のための基本的施策を推進し、ケアラーが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るものであります。

愛知県内におきましては、県及び各市町村が未制定の状況であります。条例制定の意義はあるものと考えておりますので、今後、県の条例制定に係る動向を注視しながら調査・研究をしてまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） これ、弥富市の意思としてやるかやらないかということを問うとるわけなんで、現状がどうかというのは先ほどニーズ調査をされるということですので、しっかりその調査結果を受けて、いますから、ヤングケアラー、ケアラー。本人が認知しているかしてへんかの問題だけであって、ただ、これまでいろんな調査、国の、自治体のアンケート調査を受けて、様々なコンサルタント会社に委託をして、さらに調査結果に意味を持たせるという意味で、これも文科省とこども家庭庁のほうでも公表されております。

そこで浮き彫りになってくるのは、特にヤングケアラー時代を過ごした高校生、また大学生の人たちが、なぜ支援が受けられなかったのかということの理由として、どんな支援があるか分からないから。もう一つが、どこに相談すればいいのか分からないからということなんです。

あとは常識的な話として、先ほども申し上げましたが、自分がケアラーであるなんていうことは分からない。当たり前だから。でも、年を重ねていく上に、どんどん友達との差があるということを感じるんだそうです。小学校のときは分からない。お母さんのことをやったら、お母さんがありがとう、お父さんがありがとう、おじいちゃんがありがとうと言ってもらったら、それだけでうれしいじゃないですか。だから、子供は一生懸命頑張りますよ。だけど、クラブ活動に実際に自分の時間というのを、中学生・高校生になってくると要るようになってきますけれども、それが自由が利かなくなることによってようやく気づくみたいな部分があります。でも、そのときにはほとんど諦めがあって、やっぱり家族が大事ですから、そちらのほうに傾倒してしまうということがあるのだそうです。

ですから、周りが気づいてあげることがまず大事だし、何がうれしかったかといったら、友達とかに相談したときにも黙って友達が聞いてくれたと。おまえ頑張っているんやなと、その一言が救いになったとか、近所の人がいつもえらいねと声をかけてくれるだけで、それも救いになった。知ってあげるということが大事だと。だからこそ、世間的な周知というの

がすごい大事なんじゃないかなあと。

実際に、先ほど申し上げましたように、過度にその人が本当は遊ぶなり学ぶなりの権利があるにもかかわらず、身内を加害者にしたくないわけですね。もちろんケアされている方々も、申し訳ないという思いの中であるわけですよ。そうでない家庭もあったときは事件があったり、令和2年の12月のときにも言いました、事件が起こったりもします。だからこそ、やっぱり周りが知っておく、世間として知っておく。ケアラーとしての認知度を広めていくためにも、周知啓発には力を入れていただきたいなと思います。

ずうっと子供関係の質問をここ数回やらせていただいているんですけど、時間があるんでちょっとお話をさせていただきますけど、今ドラマがあるじゃないですか、「コタローは1人暮らし」というドラマ、御存じですかね。実は原作が漫画でして、僕はコロナ禍のときにある児童クラブにお勤めの方から紹介をもらって、読ませていただきました。

あの漫画に出てくるコタロー君、4歳なんです。ドラマは5歳設定ですけど、4歳で、ある弁護士事務所の庇護の下、独り暮らしをしているんです。アパートで。アパートで独り暮らしして、いろんな人と触れ合っていくわけです。触れ合う人たちも、何らか子供時代のときに親御さんが亡くなったり、またその子も児童虐待に遭ったりという、そういう人たちとのドラマで、コミカルに描いてあるんだけど、内容はすごい切ないというか、そういう内容でして、特に印象に残った部分と考えなきゃならないなあというシチュエーションがあったので紹介をしたいんですけど、あるときコタロー君が自分の部屋で思い出博物館をやるんですよ。小さいんですけど、そんな歴史はないけど自分の思い出博物館をやって、いろんなものが置いてある。そこに知り合った方々を招いて、これはこれだと説明しながら盛況にやるわけですけども、テーブルにゴム手袋があるわけですよ。ゴム手袋を見たときに、来た女性の方が、その子も虐待の経験が実はある子で、自分に触るのが嫌だから、お母さんがゴム手袋をしていたという。その子は、そういう意味でこんなゴム手袋を置いて駄目じゃないとコタロー君に言うんだけど、コタロー君自身は、その手袋は僕に唯一お母さんが触ってくれるための手段なんだ。だから捨てられないんだという場面があるんですけど、話しながらでもちょっと声が詰まってしまうぐらい痛々しい。

要は、子供たちというのは全て肯定をするんですよ。自分のやることに対して。親に虐待、よっぽどひどいことをされたらあれかもしれませんが、冷たい目に遭ったとしても肯定してしまう。そういう場面がありまして、漫画全般的には児童虐待を受けた子供たちの目線で世間を見ているという、ちょっと変わったもので、すごく自分も分かっているつもりだけど、結局やっぱり自分らも大人目線で、客観的な目で見えてしまっている部分がある。本当に子供たちがどう思っているのか。

だからこそ、ヤングケアラーと言われたとしても、本人自覚がないもんだから、これが当

たり前だからとなってしまう。そこに支援を向けていくというのは、御家族の方にも本人にもデリケートな問題ですから、先ほどこちょっと言っていないんですけど、家族のことだから相談しにくいと。逆に、家族のことだから踏み入ってほしくないと蓋をしちゃう子たちもいる。だから自治体にしてみれば、かなり突っ込みにくいというか、支援したくてもできないという部分も過去にはあった。先ほどの3件あるというのは、多分学校なりと連携を取って、遅刻とか早退が多くて、どうしたのと聞いて発覚したものなのかなあと想像をしたりするんですけど、別に答えなくてもいいですけど、分かってよかったとは思いますが、それでどういう支援につなげていくのかというのを明確にする必要もあるので、ぜひしっかり条例というか、市としての機関の構成というか、フローというか、相談体制に持っていくまでの一つの流れをしっかりとつくっていただいて、ケアラーであることがその子の未来のマイナスにならないように、かえってプラスになる。いいことなんだから、そういうふうな体制を市として支援をしていていただきたい。そのように思います。

続けます。

弥富市のホームページでヤングケアラーと検索をしても、市民の受ける情報としては何もヒットはしない。先ほどのものと一緒ですよ。支援につなぐため社会的認知度を高めるためにも、できることはすぐにでも取り組むべきと考えます。愛知県のホームページには、先ほどの実態調査の結果も含め、先ほど紹介いたしました「知っていますか？ヤングケアラーのこと」の小学生バージョンと中・高生バージョンのパンフの掲載や、パンフの内容を詳しく解説している動画が配信をされております。また、相談内容に応じた相談先も詳しく掲載をされています。

弥富市も地元の問題として、すぐできることとして、リンクを貼るなど周知啓発を図るべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 議員御指摘のとおり、現在、市ホームページには関連ページがございませんので、国や県の関連リンクと併せまして、ヤングケアラーの概要等を掲載したページを作成し、周知啓発してまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 先ほどのアフターコロナの中でも、後遺症の相談窓口として健康推進課が請け負っていますよということも言っていらっしゃいましたが、検索すると出てこないわけですよ。すぐに迷いなく市役所に電話できる人やったらいいですけど、かかりつけ医もない、ふだんは健康やったのにコロナになって後遺症が残って大変やと。どこに相談したらいいんやと。だから僕ら聞くわけですよ。結局、まず調べたら県のページが出てくるから、県から下りて、ここやねんなど。

だから、やっぱり市でも、補償するとかそういう問題じゃなくて、今やっけていただいているとおり関係機関につなぐであるとか、ここの病院がそうですよと。県の後遺症を見ていただける病院で掲載されているのは、今のところ多分尾張温泉の蟹江病院というところが県の名簿に載っています。医療機関のほうに、例えば後遺症で来られた。それに対して対処療法をいたしました。経過がよかった、一つのその臨床データを国は募集していますよね。もし必要であれば、これは県も書いてありますけど、後遺症をうちで受けてもいいよということやったら掲載をしますという案内も載っていますわ。今のところ弥富には一軒も、後遺症をということで診ていただくところはないですけど、実際にはかかりつけでしっかり診ていただけますから、しっかり診ていただくように。そういう案内を通してやっていただきたい。

このケアラーの相談に関しても、児童課が窓口となるのであれば、もしヤングケアラー、こういうパンフがもう渡っておるわけですから、どこに相談したらいいのか、やとみっ子何でも相談でもいいけど、やとみっ子何でも相談にケアラーのことは相談してくださいと。ケアラーという言葉自身がまだ浸透していないからあれかもしれませんけど、それでもやっぱり周知していかなあかんわけですよ。もう小学高学年、中学生、高校生やったら分かるでしょう。これをもう見ておるわけなんで、しっかり相談を受けてあげて、どういう支援につなげていくか、どういう支援が必要なのか、それが市のものなのか、県のものなのか、国のものなのか、ケアラー同士で話し合うオンラインのあれも、すごい充実をしていますよ。見ていただくと分かると思いますけど、状況はすぐには変わらんにしても、すごい心強い一つの情報となりますので、ぜひぜひ利用をしていただいて、やっていただけるんですよね、部長。ちゃんと掲載していただけるんですね、ホームページに。了解しました。

あとは、市長に今後どうしていくのか。最後に、ヤングケアラー問題に対して市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本来、大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことをヤングケアラーと定義されておりますが、具体的な基準や線引きなどがないことや、当事者の認識の違いもあり、調査だけでは実態を把握することが非常に難しいと感じております。

本市といたしましては、まずはヤングケアラーに関する情報発信を行い、市民全体で共通認識を深めるとともに、子育て支援施設や要保護児童対策地域協議会等を所管する児童課をはじめ、小・中学校を所管する学校教育課や、高齢者及び要介護者を支援する介護高齢課、障がい者世帯等を支援する福祉課などの関係部署と、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などの関係機関及び団体の協力を得ながら、地域が一体となって、ヤングケアラーの早期の実態把握と適切な支援に取り組んでまいります。

児童課児童家庭グループが所管する子ども・家庭の相談事業は、市内の児童・生徒の皆さんが、家庭や学校など身近な人に直接相談しにくい悩みや困り事を気軽に相談できるやとみっこお悩み相談室を先日開設いたしました。親や兄弟のことで悩んでいるとか、負担に思っていることがあるなど、メールや電話、手紙、対面などで相談いただければ、児童課の家庭相談員または保健師が内容に応じて関係機関と連携を取りながら支援を行ってまいります。

子供が家事や家族の世話をすることは、ごく普通のこと、否定すべきものではありません。しかし、ヤングケアラーは、本当なら享受できたはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いをはせる時間、友人とのたわいのない時間、これらの子供としての時間と引換えに、家事や家庭の世話をしていることがあります。

周りの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが自分は1人じゃない、誰かに頼ってもいいんだと思える子供が子供でいられるまちを市民の皆様、また議員の皆さん一緒につくってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 市長のおっしゃるとおりだと思いますし、期待をしております。

ヤングケアラー・ケアラーのことを救うということは、その御家族も救うことになるんですよね。やっぱりどこか世話をしてもらっている、悪いなあ、私のために、俺のためにと思っている人たちも、そういう支援があったのか、ありがたいなあと肩の荷が下りますよね。これで子供にも好きなことをさせてあげられるとか、時間をつくることができるとか、ウィン・ウィンじゃないですか、そうするとね。

そのためにもしっかり周知をして、そういう御家庭があって、悩みを持っている人たちが本当に市長のおっしゃったように子供が子供らしく生き生きと育っていけるようなまち、子供が生き生きと子供らしくというには、まず家庭が要るわけで、家庭を支援することにもなるんだと、ケアラーを支援するということは。そういう思いで、今後の市の取組に大いに期待をしまして質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時35分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

3点通告してあります。

1つ目、子供を中心としたまちづくりに向けて、学校と地域コミュニティの再構築と連携強化についてお尋ねします。

書画カメラをお願いします。

これは歴史民俗資料館で開催された学校の歴史を振り返る企画展です。

振り返ってみれば、教育・学校こそが市町村の自治の原点です。明治期に学校が維持できる最小単位として市町村制度を整備したというのは、公務員の間では有名な話です。地域でつくり、支え合ってきた学校あつての地域です。

今弥富市では、小・中学校の統廃合計画が進められています。根っこにあるのは、誰もが知っている経費削減ですが、あくまで教育上の統廃合メリットが強調されています。であるならば、数合わせの問題で終わるのではなく、教育の本質についてよく考え直す機会だと思います。今こそ、子供と家庭、先ほどの質問にありました大きく変わっている、こういう状況の中で学校や地域社会をどうしていくか、市民の御意見を聞いてきました。やはり弥富市として、この際、子供を中心としたまちづくりに向けて、学校と地域コミュニティの連携強化が課題だと思います。

さて、名古屋市では既に20年前の2002年、平成14年から学校の統廃合が始まっています。さらに、それ以前から家庭環境と子供の変化への対応策として、1996年、平成8年、放課後教室として第1号のトワイライトスクールをつくりました。

書画カメラをお願いします。

そこで最初の質問は、地域が支援するトワイライトスクールについて御紹介をします。

これは、小学校の空き教室を利用しています。教室だけではなく体育館や校庭も使って、学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験学習に参加したり、地域の人々と交流することを通じて、子供たちの自主性、社会性、創造性などを育むことを目的として、トワイライトスクール、放課後教室を実施しています。弥富市には児童クラブがありますので、これと比較しながら放課後教室のよい点が生かせないかを検討していきましょう。

子供にとって、保護者の就労の有無に関わらず、学校敷地内で元教員、元先生が企画運営しているトワイライトスクール、学校の授業ではできないような地域の歴史や地域の人材、それこそ外国由来の人たちとも触れ合う。そうやって放課後や土曜日を過ごすのは、自主性、社会性、創造性などを育む場としてとても魅力的です。そして、地域の側から見ても、子供会や祭りが衰退していく中で、地域の歴史や文化を伝承できる貴重な場が生まれ、大人の活躍の場となり、大人が活性化しています。このよい点を地域の教育機能の維持と成長という視点から分析すると、人々が触れ合うシステム・仕組み、人々が成長していくプロセス・過程、これが放課後教室で実現できたと言えないでしょうか。

書画カメラをお願いします。

これは名古屋市東区の矢田学区連絡協議会のホームページを見ていただいております。

これをやるために必要なのは、地域コミュニティです。名古屋市では、小学校区単位で学区連絡協議会といって様々な団体が、毎月1回夜2時間程度集まって連絡会議を開いて、協議・合意形成を行っています。弥富にも学区コミュニティがありますが、それとは全然レベルが違う自主的な集まりで、行政に対して地域の意見を言う、相当圧力のある重要な団体です。

この学区連絡協議会を土台として、各小学校にトワイライトスクールの運営連絡協議会ができています。トワイライトスクールで実際に現場で子供たちの体験を提供するのは、まさしく地域の人、地域協力員です。そして、トワイライトスクールの行事や運営方針は、この運営協議会で話し合われますが、これには地域ごとに特色があります。トワイライトスクールの企画運営をする専門員に対して、この地域の子供たちの学びをどうしてほしいかということ具体的な要求するという形でコントロールしています。

もちろんトワイライトスクールの専門員は、学校の元先生です。実際、校長先生がたくさんやっていらっしゃるようで、教育、子供に対する深い愛情とプライドがあります。学校のOBなので、実際に今の学校との信頼関係、それから地域に対しても非常に信頼関係、パイプができています。地域の特性に合わせて、地域における子供たちという場について、トワイライトスクールの専門員がコーディネーターとして地域を高め合っていると思います。言い換えれば、昔の小学校の先生と地域のつながりが、なかなか今実際の学校は厳しいんですけども、この放課後というところで再現できているんじゃないかとも思えます。

次の書画カメラをお願いします。

これは文部科学省のホームページです。これは実は名古屋だけではなく、全国的に小学校への住民の関心が薄れてきている。文部科学省としても、地域で学校を運営してほしいということで呼びかけています。

そこで、コミュニティ・スクール構想についてお尋ねします。

弥富市におけるコミュニティ・スクール構想は、どのように考えているかを問います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 全国的には、昨今の子供たちを取り巻く社会環境において、地域社会とのつながりや支え合いの希薄化による地域社会の教育力の低下を指摘されることがございます。コミュニティ・スクール制度は、学校、家庭、地域社会が一体となって学校づくりをする制度でございます。本市では、保護者や地域住民等から御意見をいただく仕組みとして学校評議員会を設置しております。

コミュニティ・スクール制度の導入につきましては、本市では既に学校と地域コミュニティの方々との関係が深く、多面的な協力を得て開かれた学校運営がなされており、制度の導

入については検討しておりませんが、今後も他市の導入状況等について注視してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 小規模校の今までのつながりと今後について伺います。

今回、統合の対象となっている小学校4校について、地域のつながりがどうになってしまうか、これが地域の皆さんの懸念であります。今までのつながりを今後どうしていこうと考えているかを伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小規模小学校の再編に伴う新設校においても、これまでどおり多くの地域ボランティアをはじめ、地域コミュニティとのつながりを大切にし、地域との温かい交流がある教育活動を実践してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、統廃合後の地域と学校の関係性の再構築の担当について伺います。

従来のような地域とのつながりを維持できることが望ましいと思いますが、なかなか難しくなってくるかもしれません。こういう放課後教室のような仕組みを試行してみるのも余地があるかもしれません。いずれにしても、学校統廃合に合わせて、学校教育と地域の協力をどうするかといったような問題を検討する場合に、市役所全体としてどこが担当することになるのかをお伺いします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編後の新設校におきましても、学校教育活動における地域との関わりにつきましては、学校教育課が窓口となり地域連携をサポートしてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。

これは愛知県教育委員会のページです。

生涯学習計画についてなんですが、もう一度小学校区単位で人のネットワークをつくっていく必要があるんじゃないでしょうか。特に高齢者の方が、子供たちに自分の経験や技能を提供するという点について、強い生きがいを感じているという指導員の報告もあります。弥富市全体の学びのネットワーク、学びのシステムとプロセスを再構築するという意味で、生涯学習計画の策定の予定をお伺いします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 昨日の江崎貴大議員からの一般質問で御答弁を申し上げましたとおり、生涯学習推進計画策定に向けて進めてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今回たまたま名古屋の放課後教室、別に名古屋に限っていたつもりはないんですが、これを最初に取り上げたのは、学校教育と生涯学習を連携することが、今後の弥富市の生涯学習計画のヒントになるんじゃないかと思ったからです。

この間、振り返ってみますと、2000年頃からいろんな問題が顕在化してきています。教育の分野では詰め込み、知育偏重の反動として、生きる力をつけるために総合的な学習として子供たちを地域に出したり、地域の人材を学校に呼び込んで総合的な学習が始められました。各学校で一生懸命やりました。私もたまたまいろんな形で協力をしたことがあって、学校の先生といろいろと打合せしたんですが、結局は限られた時間の中で、授業時間も教員の先生方もいっぱいいっぱいになっているという状況がありました。

また、一方では、放課後の子供たちがますます本当に限られた子供たちとしか、友達としか遊べない。地域のつながりなんて全然なくなっちゃっている。ゲームばかりやっている。こういう現状に対して、この放課後、まずいんじゃないかということで、先駆的な取組として学校教育と地域社会をつなぐ形で生まれたのが、名古屋で言えばトワイライトスクール、全国的に言えば放課後教室ではないでしょうか。もう一方では、自治会のほう、名古屋では学区連絡協議会、こちらではコミュニティ推進協議会というのですが、まさに高齢化、地域意識の希薄化によって衰退をたどっていました。

こういったことが並行して進んでいる中で、同時期に、そこでやはりこれは全世代のまちを挙げて学習をしたらどうだと。学習の活性化でまちの問題を解決していこうといった考えが、生涯学習によるまちづくりです。実は、私も参加したんですが、お隣の蟹江町では、ちょうどこの頃に蟹江町立の歴史民俗資料館が中心となって、生涯学習まちづくりと称して学習会やシンポジウムが行われています。今回、3つの学校が空き家になってしまいます。

地域の子供を抱えたお母さんから直接こう訴えられました。やはりそこに公務員として数十人の職員がいらっしゃって、やっぱり地域の子供たちを見守っていると。これがなくなるというのは、やはり不安だと。あるいは、子供たちを地域社会で育てて、社会人として育てるという機能において、様々お祭りだとか、みんな頑張っています。やっぱり小学校区単位で、そこには学校の先生の存在というのもバックアップとしてあったでしょう。そういったものがなくなってしまいます。何とか人がいなくなる小学校の地域についても、やはり地域コミュニティの人たちが、だんだんこれが目に見えてきたときに、やっぱり何とか学びの場を維持しなきゃいけないんじゃないかということが出てきたときに、この放課後教室での地域全体でやっていると。いわゆる授業時間は確かに学校ですけれども、授業が終わってからの時間は地域でもう一度取り戻す必要があるんじゃないかというヒントになるんじゃないかと思っています。

まさに、この生涯学習によるまちづくりが、これはいろんな要因というのを考えていくと

決して偶然ではなくて、歴史の必然、それがたまたま名古屋の場合は2000年頃からあった。学校統廃合も2000年から始まっていますから、うちの場合は今回が、この歴史の必然の始まりではないかと私には思えます。もちろん教育委員会、教育長は、子供たちのために思って、苦渋の決断としてこの学校統廃合を進めていらっしゃる。であるならば、弥富市長も弥富市全体が、弥富市の職員も弥富市の将来を担っていく子供たちを信じている。子供たちのためになりたいということで、そうすると学校教育だけに任せるのではなく、子供たちを地域で育てていく、具体的には弥富市においても放課後教室のいいところを取り入れて、子供たちの生きる力、社会性を地域全体でつくっていくという、そういうことを包含した生涯学習計画を弥富市全体で住民と一緒に考えていってほしいと思います。

そこで、次に地域まちづくり協議会、地域コミュニティについて伺います。

書画カメラをお願いします。

これは飛騨市のホームページです。

現在、安藤市長の下で総合計画が策定中です。今回、弥富市の周辺を中心に住民のお話を聞いていると、運転免許を返納したら暮らしていけない。出ていった息子や娘が帰ってきてくれない。このままでは出ていってしまうという悲痛な声があります。さらに、どうして市長自ら座談会のように市民の意見を聞いてくれないのか、聞いてほしいという意見も実際にいただきました。市長自ら地域へ出かけて行って、市長自ら意見を聞く気があるかないかについてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 新型コロナウイルス感染症の拡大前は、地域の総会や会合に出席させていただき、皆様からの御意見などを伺っておりましたが、ここ3年余りはコロナの影響で、地域での総会や会合、本市の行事やコミュニティの行事などが開催できない状況にあり、市民の皆様の前ではなかなかお話をすることができませんでした。

昨年末頃からは、コロナの感染につきましても落ち着きを見せ始めておりましたので、地域の総会や会合に出席させていただき、皆様から御意見等を伺うことができました。この5月からは、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、5類感染症になり、アフターコロナとして、本市の行事やコミュニティ行事につきましても従来どおりの形に戻ってまいりたいと考えておりますので、そのような機会を利用しながら本市の施策等につきまして情報発信をさせていただき、市民の皆様からの御意見を伺ってまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。飛騨市のホームページです。

地域ごとの話合いの場を行政が用意することについて伺います。

全国どこでもやっているんですが、近辺で言うと豊田市や新城市などで地域まちづくり協

議会、地域委員会として地域ごとに話し合い、地域ごとに活動資金を渡したり、地域独特の施策を提案してもらって、翌年度で市役所が執行したり、地域の困り事を解決し、地域特性に合わせた活性化の取組があります。

地方自治、これは住民自らが関わるのが、予算が小さくても根本的な解決策になります。参加こそが共感を呼び、好循環を生み出します。地域ごとの話し合いの場を行政が用意することが大切だと思いませんか。考えを聞きます。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 現在のコミュニティ推進協議会の場が、地域ごとの話し合いの場であると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。新城市のホームページです。

これが具体的なあれなんですけれども、地域で解決する予算を目に見える形で積み上げていくことについてなんです、本当に周辺部を歩いてお話を聞いていると、うちも実は一番北の端の周辺部なんです、もう魅力がどんどんなくなっていく。合併したけど、本当によかったのかと。結局、魅力もお金も中心部に吸い取られて、ここは消えていくしかない。自分たちは見捨てられてしまったという切実な声に対して、やはりまず最初は小さなことからでも地域で実際に解決して、それを目に見える形で積み上げていく予算が大切だと思いますが、どう考えるかお尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 今までのコミュニティ推進協議会は、運動会や盆踊りなどの行事を通して交流促進を図るものが中心で、その行事に対して補助金を市が交付しておりましたが、令和2年度からは、各コミュニティ推進協議会単位で地域の実情、組織の実態を踏まえ、主体的な運営及び活動体制となるよう各コミュニティ推進協議会へ通知・依頼をさせていただいております。

ただ、新型コロナウイルスの影響もありまして、各協議会でも役員などが集まって会議などを催すことも難しいこともあり、主体的な運営及び活動体制への移行はまだ道半ばというところでございます。コミュニティ推進協議会に対する補助金につきましても、行事に対する補助金ではなく、コミュニティ推進協議会でお話し合いを行っていただき、地域の実情や特性に合った用途や配分をお決めいただけるよう見直しを行い、自発的、主体的な地域づくりを目指す地域課題解決型コミュニティを推進できるよう市民向けの研修会等を併せて開催してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。

これは津島市の神守学区のホームページです。なかなか立派なホームページなんですけど、これは津島市の場合は、ちょっと名前はごめんなさい。正確ではないんですが、いわゆるコミュニティセンターの管理運営を学区に任せていますので、そこでかなりのお金が渡っていて、できています。だけど、うちの場合のコミュニティ推進協議会は、そこまでの事務局員が、市側でやっているんですけども、そこで事務局員と予算についてお伺いしますが、やはりそういった先ほどの答弁のとおりで僕は大変結構だと思うんですが、やはりそれを実現するために、慣れるまでは住民の方だけの話し合いはやっぱり無理です。最初のやり方については、やはりノウハウを持った市役所の職員がサポートをする必要があると思いますが、そういったことについての検討の余地はありませんでしょうか。お伺いします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 先ほどの御答弁の中で触れましたが、コミュニティ推進協議会へ交付しております補助金につきまして、地域の実情や特性に合った使途や配分を決めていただけるよう見直しを行ってまいりたいと現在考えております。

見直しを行うことにより、地域の皆様の思いや考えがより実現しやすくなり、コミュニティ活動により主体的に取り組んでいただけるのではないかと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。これは名古屋市のホームページなんですけど、ちょっと市民活動を熱心にやっている人の間では話題になっている募集です。会計年度任用職員として、地域コミュニティの活性化相談員を公募しています。経歴にもよりますが、月額二十数万円の報酬ということで、16区、16人募集するそうです。

コミュニティ推進協議会の改組・強化や地域担当職員についてお伺いします。

地域のことは地域で決めるという地域自治の充実を尊重し、支援する機能を強化するために、これとは別なんですけれども、そもそも地域担当職員制度というのが、国の調査によると2016年度で既に345市町村に導入されています。恐らくもっと増えていると思います。例えば、昨年、総務建設委員会で視察した高山市では、高山市まちづくり担当職員設置要綱というのをつくって、各地区に担当職員2名を置くと言っています。これは高山市職員のうち、部長級・主幹級の職員を各地区2名充てています。

十四山支所、鍋田支所に配置されている職員を、まちづくり協議会や、名前は何でもいいんですが、地域委員会などに生かせないでしょうか。もちろん、これはこの地域だけじゃなくて白鳥から十四山まで全ての地区について同様にコミュニティ推進協議会について改組・強化して地域担当職員をつけることが検討できないでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） T K Eスポーツセンターには正規職員が配属されており、十

四山地区の事務局として担当をしております。それぞれの支所には、会計年度任用職員や再任用職員が配属されているため、現時点では難しいのではないかと考えております。

また、各学区のコミュニティセンター等に配属されている職員につきましても、会計年度任用職員などのため、コミュニティ推進協議会の事務局職員としての役割を担うことは難しいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） あくまでトレーニングの話ですので、名古屋の場合は会計年度任用職員がコーディネーターということですし、今後は組織全体で市役所のほうで研修するなり何なりして対応できるようにしていただけるとありがたいなと思います。

ちょっと視点を変えて、書画カメラをお願いします。やっぱり最後はお金がかかります。やはり地域のことを話し合って、職員を投入してニュースを出す。実は、弥富周辺まちづくりのニュースということで、ホームページにでかでかと載っています。

長年にわたって、もちろん課長級の職員も打合せに行き、コンサルタントに委託料を払い、地域の人から聞き取りなどを行い、まちづくりの課題を整理し会議を行い、まちづくりニュースを発行しています。かなりお金を使っている例があるんですが、そういったお金を白鳥地区から十四山の各地区でも投入できないんでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本市が進めているまちづくり協議会としては、先ほど来申し上げておりますようにコミュニティ推進協議会に取り組んでいただいております。コミュニティ推進協議会に対しましては、地域住民自らが地域の課題に主体的に組んでいただき、自発的・主体的なコミュニティ活動に発展できるよう、市職員が事務局としてサポートしてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 以上、大きな1番を一旦締めて、2番目、無駄遣いをやめて、予算案に市民の意見を取り入れるべきではないかということでお伺いします。

結局、市長というのは4年ごとの選挙で負けたのでは何にもなりませんと、議会で、この公式の場で安藤市長は言い切ってみえます。

書画カメラをお願いします。

この弥富市の借金を負担する18歳未満の子供、まだ生まれていない将来の市民には1票がありません。このような将来の市民に対して、下水道や、特に駅関連の整備で借金を積み上げていっていることについて、市長の姿勢を聞いていきたいと思います。最初、協定によってJRが作成した実施設計図や積算内訳はいまだに議会に公表できないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） J R・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上駅舎化事業につきましては、昨年度、J Rが実施した詳細設計を基に、現在、工事施工業者の選定作業が進められています。昨今の物価上昇等の影響から、契約に時間を要しているとのことでございます。

工事施工業者が決定いたしましたら、工事概要等を議員の皆様方に御説明させていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 詳細図があるのに議会にも市民にも示さず、業者選定を既に進めているのは驚きです。全部決まってしまうからじゃないと、議会にさえも出していただけません。

今回の選挙は大接戦で、僅か1,238票差で現職の安藤候補が逃げ切りました。現職候補であれば、信任投票で楽勝のはずですが、蓋を開けてみると前回よりも2,271票も減らしています。対立候補は7,400票集めています。これは安藤市政4年間を見た上での御判断だと思います。なぜ多くの市民が逃げていったのでしょうか。

選挙ビラです。僕もしっかり読ませていただきました。立派なことがいっぱい書いてあります。特に、ここの中で弥富市の駅関連のところだけピックアップします。

橋上駅舎と駅前周辺まちづくり、車新田地区について、中略しますけれども、とにかくここに、これからも市民の声をしっかりと聞きとお約束されています。ここで言う市民の声というのは、関係者の声だけなののでしょうか。議会が開催されるたびに、何回でもこの事業効果や事業費、特に市の事業費負担を聞いてもお答えいただいております。だけど、不思議なことに駅前や車新田の方とは、こういう事業効果があります、マンションが建ちます。事業費について、金額を具体的に言っていないにしても、事業についてはできますということから、情報公開制度でも確認しています。

ちょっと待ってください。市長の権限の根拠法は地方自治法ですよね。市長は、執行機関として予算の提案権と執行権は認められています。残念ながら議会に予算の提案権はございません。しかし、予算案を議会が認めて初めて事業執行ができるわけです。議会に聞かれても説明できないようなことを、一部地権者と勝手に進めるのは、私は地方自治法違反の疑いが高い。あるいはそうでないにしても、市民に対する、僕は重大な背信行為だと思います。

前回の市長答弁、加藤明由議員に対する市長答弁でも身にしました。選挙で多数決を取った市長は、何でもできるというお考えなんではないでしょうか。だって、選挙は勝たなければ何もなりませんというのは、要は多数決で勝たなければ何もできない。8,600票の票を得て多数なので、全権委任したと考えてみえるんじゃないでしょうか。

確かに、候補者のときに選挙戦略として選挙対策本部で話し合うのは、それはどこでもあ

る話でしょう。しかし、一旦公職者、市長になったら、8,600人の代表ではなく、4万4,000人の市民の代表であり、市民全体に対して説明責任があります。4万4,000人に対して公平公正な行政を執行するのが……。

○議長（平野広行君） 佐藤議員に申し上げます。

佐藤議員、通告に従いまして次の答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○6番（佐藤仁志君） 了解しております。

これは、あくまで今の答弁を聞いた感想です。

公職者の責務として、高額な市長報酬を得ているんじゃないでしょうかね。だけれども、いまだにJRと相談して、JRと全部まとまってからじゃないと議会に対しても説明できない。8,600人にお約束した目玉事業ということです。

ということで、将来負担が心配です。実はこれは何度も聞いている話なんですが、維持管理費に関する負担額や更新費を含めた将来負担額について、いまだに公表できないのですか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 自由通路等整備に関する完成後の維持管理費用につきましては、現時点におきましてはお示しすることはできませんが、昨年度実施いたしました詳細設計において、自由通路施設の仕様がおおむね決まっておりますので、今後は自由通路や公衆用トイレの清掃頻度等について、同様の施設等と比較しながら、想定される維持管理費の概算を算出していきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 将来負担というときに、将来の建て替え事業費というのも含めて将来負担だと思うんですが、どっちに転んでも造ったときよりも更新費のほうが高い。なので、北側の広場の6億はいいです。いわゆるJRに29億、名鉄の11億は微妙ですが、少なくともJRの39億については、また同じだけかかるんじゃないかなあという気がします。結局、とにかく企業で言うところの経営計画、これが全く答えていただけないんですよね。

地方自治法が定めているのは、最少の経費で最大の効果、だから財政破綻しないかどうかという裏付け検証を言ってほしいんですよ。実は、総合計画って事業費って書いていないんですよ。その代わり総合計画は、事業を行う場合には歯止めとしてPDCAサイクル、プラン、ドゥー、チェック、アクションを行って事業の実施をします。これが要するに無駄遣いをしないという歯止めのはずなんですが、自由通路についてやっていただけません。

そのときに多分話が擦れ違っているのは、この事業って初めてじゃなくて、近鉄をやったときに1回やっているんですよ。だけど、近鉄はもう昔の話なので違うとって比較しようとしません。これが不思議ではない。近鉄の弥富駅の南に駅前広場を整備し

ましたけれども、そのときの効果はどうでしたか。駅前広場の周りに商店ができてにぎわいましたか。地元の人の評価は逆ですよ。人の流れが変わって、あの西の踏切から昔はみんな通って、たこ焼き屋さんがあったり、いろんなお店があったんですけども、あるいは文房具屋さんもありました。人の流れが変わって商店街の衰退に拍車をかけたというのが、このPDCAでいうところの事業評価、チェックです。

じゃあ、それをどう今度やっていくかというアクション、修正をして次のプラン、計画を立てているんですか。何か見ていると、結局また同じように駅前広場を造って、やれ商店が来るだのという案を言っている。

区画整理事業についても、何度も聞いています。金額が決まっていない、決まっていない、決まっていない。だけど、平島でやっているじゃないですか。ほぼ同じぐらいの面積のやつを。この事業効果を検証したんでしょうか。逆に言うと、資料が残っていないというんですよ。資料が残っていないって、僕はちょっと行政として考えられないんですけども、どっちにしても民間企業ではそんなずさんな計画ですよ。数字なしでは考えられません。

このPDCAサイクルによって健全性を保つということを、総合計画で何度も何度も何度も何度も言っています。残念ながら、このPDCAサイクルということができないのか、わざとやっていないのか、疑問です。

2番が終わりましたので、次へ行きます。

そこで、やっぱり予算が重要です。予算案の公表について、弥富市では編成過程が一切公開されていません。あまり言いたくないんですけど、安藤市長は就任早々予算案を、ちょっと小声で言いますが、議会に正式に上程後に議会の反発を受けて、事もあろうに予算案を差し替えるという前代未聞のことをやっています。今でも予算案は議会に上程されても、市民に対しては一切公表されていません。

ところが、蟹江町では、議会に上程すると市民に対してもホームページで公開しています。弥富市では、重要な事業については詳しく議会前でも公表しています。岩倉市では、議会が予算案の詳しい内容を公表するだけでなく、市民の意見をホームページで募集しています。今後の対応についてお伺いします。

○議長（平野広行君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 予算案の公表につきましては、議員の御指摘のとおり議決を待って公表をしているところでございますが、今後につきましては、議会と調整の上、公表時期などを検討してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） よろしく申し上げます。

では、ちょっと次の議題へ行きます。

書画カメラをお願いします。

最後の3つ目です。

地域と協力し、協働のまちづくりができる人材を市役所の中で育てているかということです。

これも飛騨市のホームページですけれども、安藤市政4年間の人事行政についてお伺いします。

現場に寄り添える、住民ときちんと向き合える職員を育てているか、人事異動についてお伺いします。

以前、職員人事についてお伺いしたところ、自分のしたいことを実現するための人事だという趣旨のことをおっしゃったことも聞いています。私は、人事については市長のためではなく、究極的に言えば市民の幸せのために人事が行われるべきだと思います。弥富市のように地域が広く、地域間格差がどんどん開いている弥富市においては、現場に寄り添える、住民ときちんと向き合える職員を育てる人事異動が重要なのではないのでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応し、自主的・自立的な行政運営を推進していくためには、日頃から市民感覚を積極的に感じる必要があると考えております。職員も市民と協働の心を常に意識して、一人一人が市民目線で物事を考え、スピード感やコスト意識を持ち、質の高い業務を実施していかなければなりません。

そして、職員は人事異動により、管理部門、事業部門、窓口部門など多種多様な異なる分野の業務を経験することで、様々な業務に対応できる能力を伸ばしていきます。

今後も、これまで同様、どの部署での業務にも対応できるよう、効果的な人事管理に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 私としては、地域に寄り添える、地域の実情に合った、柔軟に市民と協力し合い、協働してまちづくりを行っていける人材が育っているのかということでお伺いしているつもりです。というのは、以前からコミュニティ推進協議会の担当職員は、恐らく人材育成という意味も含めて、若手の職員が2年間代々交代してやっていらっしゃっています。だけど、気の毒なことに本来の業務を減らすことなくやっています。ここの中では、本当に地域のまちづくりの大切さに触れた立派な職員、育った職員も見えますけれども、ちょっと負担が大きいんじゃないかと、組織的に人材を育てる仕組みになっていないような気がします。

次に2つ目として、安藤市政4年間の人事行政における成果について、何を課題として捉えてどういう目標設定をしたか。他都市や先進事例をどういう比較検討してきたのか。具体的に何を重視してきたのか。その結果、どのような成果が得られたのか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 職員は、組織の中で様々な業務や職場を体験し、日々の課題解決に向けての取組を重ねることにより成長していきます。本市では、人材を育成するため、人事異動、昇任、評価などを通じた意欲と能力を引き出す人事管理、日々の業務を遂行する中で、職員の個性に応じて意欲を高める職員研修、職員の自己啓発の意欲を醸成するための職場の環境づくりなど、各分野にわたり取り組むことで相乗効果が発揮され则认为、これらを人材育成の柱として相互に連携した総合的、計画的な取組に努めておりますが、成果が表れるには大変時間を要するものだと考えております。

そうした中、人事異動において職員の意識を改革し、さらには行動を改革していくことで人材育成を図る主要な手段の一つであると考えておりますので、行政サービス向上のため、私自らリーダーシップを取り、職員全体で改革・改善に取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 大変力強い御答弁ありがとうございます。

3問目に通告してある今後の方向性について、未達成の課題や想定どおりに行っていない点は何かないでしょうか。それらを踏まえて、今後の方向性についてお答えをお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 我々地方公共団体を取り巻く状況は、人材確保の課題や人事評価制度の充実、女性活躍に向けた取組の推進、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進など、社会経済情勢の変化に伴い、一層厳しさを増すばかりでございます。

このような中においても市民の負託に応え、地方行政を推進していかなければなりません。そのためには、従来の前例踏襲主義、縦割り主義の考え方だけではなく、時には組織横断的な業務を重視し、関連する部署において積極的にチーム編成や勉強会を実施するなど、臨機応変で柔軟な発想が必要不可欠であります。

引き続き、意欲と能力に優れた有為な人材の積極的な登用を図るとともに、チームとして大きな成果を期待できる適材適所の職員配置を推進し、職員の意識改革と組織の活性化を目指してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 大変力強いあれで、ぜひ安藤市長のリーダーシップの下で頑張っていたきたいと思います。

市民の役に立つ人材という立場で、市政の大きな課題として取り上げさせていただいております。周辺地域でお話を聞いていても、中心地域でもそうですけれども、やはり職員が自主性とか自立性に欠けるのではないかという耳に痛いお話は聞いておりますし、僕はそこで決して人ごとだと思っていないので、もしそういうことがあれば、議員である私も含めてごめんなさいと。今人材育成は取り組んでおりますので、御期待くださいというふうにお答えしておりますが、その肝は、やはり職員の自主性・自立性じゃないんでしょうか。職員が自ら学び成長する、ある種職員の権利が保障されていることが肝なんじゃないんでしょうか。もうちょっと具体的に言えば、市民と職員がお互いに学び合い、高め合うということが肝なんじゃないんでしょうか。

結局、人材育成の基盤は人間関係にあります。私は昭和三十年代生まれで、昭和四十年代に弥生小学校と弥富中学校で教育を受けました。同じような時期を過ごした職員が、ここにもいっぱいいらっしゃると思います。実は、海部地域はバズ学習というすばらしい教育がされていました。最近きっちり論文も確認しました。バズというのは、蜜蜂が集まってブンブンとやかましい様子……。

〔「質問は終わったんだろう」の声あり〕

○6番（佐藤仁志君） あれに対する回答です。

○議長（平野広行君） 静粛をお願いします。今質問中です。

○6番（佐藤仁志君） わいわいがやがやとみんなで議論し合う様子からバズ学習といいます。

多分皆さん同じ経験をしてみえると思うんですけど、バズ学習ではグループに分かれて話し合います。何かあるとすぐ話し合っ、そして発表しました。グループの中で教え合う、分からない子を決して見捨てない、みんなで学ぶ、みんなで学んで成長する。そういう環境で、実は私たちは教育を受けてきました。それがその後、いわゆる詰め込み教育にどんどん変わっているようなんですが、このバズ学習のような、そういう環境で弥富市の職員を、特に若手の職員を伸び伸び育てることが重要だと思います。恐らく安藤市長の下でやっていただけたと思います。

さらに言えば、弥富市民全員が、先ほどから最初のお題に戻るんですけども、生涯学習です。やっぱり学びというのが大事です。今回たまたま学校統廃合ということで、学びということを真剣に考えなきゃいけないです。弥富市民みんなで、大人も子供も互いに成長し合う学習環境、それをつくっていきませんか。お互いに尊重し合っ、学び合う場をつくっていくことが、これが地域再生であり住みたいまちづくりだと思います。

○議長（平野広行君） 佐藤議員、通告の質問時間内ではありますが、端的にまとめていただきたいと思います。

○6番（佐藤仁志君） はい。

じゃあ、最後の結論です。

このお互いに尊重し合って学び合う学びの場を、市役所職員にも子供たちにも体験してほしいと思っています。これが弥富の再生であり、弥富の住みたいまちづくりだと思います。弥富市の職員が共に結び合い、学び合い、成長していくことをベースに、弥富市の生涯学習計画やコミュニティの再生を、市民と一緒に市役所も一緒になって全体で考えてほしいということをお願いして、一般質問を終わります。以上です。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後 2 時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時36分 休憩

午後 2 時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります加藤明由議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いします。

次に、加藤明由議員。

○5 番（加藤明由君） 5 番 加藤明由でございます。

それでは、通告に従いまして、いつものことですが、ちょっと辛口な質問を 3 件ぐらいやらせていただきます。

1 番目でございます。

既に始まった無駄な J R 駅事業、J R 弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業は、巨額な税金の投入であり、その予算の内容も極めて不透明で問題が多いと思っております。当該工事の関連工事である北口駅前広場の整備のための J A あいち海部農業協同組合所有地の購入費及び物件移転補償費についても、その内容について不可解な部分がございます。この物件移転補償費については、たしか 2 億3,300万円の支払いがされておると思います。

3 月議会の一般質問で明らかになった J A 会館やとみの物件移転補償費契約に、基礎ぐいを全て撤去する費用が含まれていると思われる答弁がございました。過去の公共施設解体、市民プール、歴史民俗資料館、海部南部水道企業団（旧事務所）、これらは全て基礎ぐいは残置されております。これは調べてはおりませんが、旧十四山村役場、現在の十四山東部小学校の北に旧十四山村役場の庁舎があったと思います。それと、日の出小学校の建て替え前の体育館、旧弥富中学校の体育館、これなども恐らくくいはそのまま残置してあると思いますが、これは私のほうで確認しておりません。

それで、同様にこの庁舎の基礎ぐいもどうなっておるかなあと思って調査を始めたところ、実は今日お配りしました、1 の画面お願いいたします。

この基礎ぐい、既設ぐい撤去、これはここの設計会社である大建設さんが作られた図面ですね。これの出どころからまず説明させていただきます。

これは、この庁舎の裁判、もう四、五年前になるんですけど、始めたときに、市側が裁判所に出した書類の中から出てきました。ですから、市側としては自分のところに有利な書面として出された書類だというふうに解釈しております。一般的に裁判に自分に不利になるようなものは出してきませんから、市側が自分のほうが有利だということで出された図面ですから、これは全く間違いのない、多分自信を持って出された図面だと思います。それがたまたま裁判資料としてうちに残っておりましたので、確認しましたら、御覧のように基礎ぐいは大量にどうも残っておるようで、撤去された部分のごく一部と。こういう結果が分かりました。

それで、質問させていただきます。

まず、地方自治法第2条、先ほどもちょっとそんな話が出ましたが、地方自治法第2条の14項、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。

続いて、地方財政法第4条1項、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小限度を超えて、これを支出してはならない。

これらの法律があるわけですけど、この法律について、きちっと遵守してお仕事をしてみえるのか確認いたします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅北口交通広場用地における基礎ぐいを撤去した理由につきましては、令和5年3月議会での議員からの一般質問で御答弁申し上げましたとおり、今後の工事への影響、スケジュール等の理由により判断し、撤去したものでございますので、問題がないと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 2番目の質問にそれが入っておったわけですけど、3月議会と同じ答弁でございますね。

そうなりますと、ここの庁舎のときに2軒の住宅を撤去して移転していただいた。そのときに基礎ぐいを全部、基礎ぐいどころか地上に出た基礎まで残してあったわけですね。それとかなり矛盾するんですけど、話が。この理由をまずお聞きしたいのと、それから答えてください。

○議長（平野広行君） 加藤議員、これは通告にないですね。

○5番（加藤明由君） いや、通告してありますよ。理由ですから。

○議長（平野広行君） 2軒の民家についてのことは通告にないはずですが。

答弁できないよね。

○5番（加藤明由君） 答えられなかったら、いいです。

○議長（平野広行君） 次に進んでください。

○5番（加藤明由君） 次に行きます。

先ほど、答えられないということですから、ここの基礎は残っておったんです。2軒の住宅を同じように移転補償費を払って移転していただいたんだけど、そのくいは全部残っておった。くいどころか基礎ですね。

2番目の画面をお願いします。

この写真がそうなんですけど、そのものにくいが残っておるんですよ。くいどころじゃなくて基礎まで残した。ですから、私はJA会館とは随分話が矛盾するわなと。ここだって立体駐車場になることが分かっておって、それでも残しておいた。なのにJAのほうは全部抜かせた。ですから、その回答がお聞きしたいんですけど、お答えができないなら、もうしょうがないですから結構です。

本当の理由がまだ別に私はあると思うんですが、あるかないかだけで答えてください。なかったら、ないでいいです。

○議長（平野広行君） 答弁しますか。立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） まず、JA会館の基礎ぐいを抜いた理由ですけれども、そちらにつきましては物件移転補償費に基礎ぐいの撤去費用を含めた理由といたしまして、建物解体後に速やかに市が発注する排水路付替え工事を実施する必要がある、その工事に基礎ぐいが支障となることや、今後、弥富駅北口交通広場を整備するに当たり、構造物等の施工に支障になる等の理由から総合的に判断し、JAの建物解体工事と併せて基礎ぐいを全て撤去したものでございます。

また、用地内には、物件移転補償費対象外の過去に取り壊された建物の基礎ぐい等、多くの埋設物が残置されておりましたので、今回、物件移転補償費の対象とした建物の基礎ぐいを含め、用地内の全ての埋設物を撤去した上で引渡しを受けたものでございます。

庁舎につきましては、設計の段階で支障となる部分が確認できたもんですから、その部分を工事のほうで解体することとして、そのまま残した上で補償には含めず引渡しを受けたということでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） この件で、いろんな建築士さんとか立ち退き補償をやる補償コンサルタントさん、その関係者ともちょっとお聞きしましたが、あまり大きい声で言えない理由があるだろうと。何か役所用語らしいですけど、鉛筆をなめると。要するに、補償額を割増しするためにやったんじゃないかと。こういった話も聞こえてくる。答弁はどうせできませ

んから答弁いただきませんが、そういうことで、こういうことをやったんじゃないかと。それは補償コンサルの経験者、1級建築士、全てが声をそろえてそういうお話を聞きました。ですから、私も補償額を割増しするためにやったのではないかと、こう考えておるわけですが、当然答弁なんかいただけませんから、答弁は結構です。

次の質問に行きます。

新庁舎の建設の際、この庁舎ですね。旧庁舎と車庫棟及び移転していただいた住宅2棟、この基礎ぐいは何本あったんですか。私のほうでも把握しておりますけど、そちらのほうの数字を教えてください。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 市側の資料では、612本でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 私のほうでざっと図面上から拾ったら609本になっていますけど、612本が正しいんでしょうね。5本や10本どうでもいいんですが、それでチェックしましたら、庁舎に関しては188本のぐいが打ってあった。その中の全部引き抜いたもんですね。45メートル、47メートルのぐいが打ってあったそうですが、それを全部抜いたのは僅か1割にも満たないたったの14本。邪魔になる部分だけ、1メートルとか2メートルとか3メートルをはつつた。これが私のほうの資料で行くと157本。率で行くと83%ぐらいははつりで終わった。丸きり残っておるのが、どうも十六、七本ですかね。

公用車の車庫、こちらのほうが、ここは7メートルの短いくいが大量に打ったみたいで、全部で373本打ってあった。それで全部引き抜いたものが142本、約4割。頭だけはつつたものが10本。そのまま何も手をつけずに置いておいたのが221本。ですから約6割は、そのまま埋めて残してある。

こんなような状態で、やはりこのやり方が、先ほど言いました1級建築士さんに聞いても当たり前のやり方だというふうにおっしゃるわけ。別にこれが特殊なやり方ではなくて、通常一番お金のかからない、それこそさっきの地方自治法、地方財政法に基づいた一番安上がりな方法だということで、この図面に基づいた設計がされて、このようにされたと思うんです。ところが、JAのほうはたかだかバス停の屋根とか、街路灯とか、その程度のもんですね。

すみません、もう一回3番お願いいたします。

ちょっと見にくいんですけど、右下の画面が、これが新しい駅の北口広場の図面なんですけど、せいぜいこの中で邪魔になるものは、街路灯とバス停の屋根ぐらいですか。確かに水路は、たしか700とか750ミリの水路が迂回されておるのは確認させていただいております。たかだか、せいぜい地表から1メートルぐらいしか掘っていないはずですよ。1メートル、せ

いぜい2メートルまで。

こんな程度のことで、恐らくこのJAに120本ぐらいあったんですかね。私は現場の図面も全部手に入れておりますけど、たかだかそれぐらいのことで全部くいを抜いたというのは全く理解ができませんし、やっぱり建築士さんに聞いても全く分かんわなあと。こんなもん、やるようなことじゃないよと。そんなたかだかバス停の屋根とか街路灯、それから植木といったって、そんな2メートルも根っこが伸びていくわけがないから、せいぜい1メートルも掘れば済む話ですよ。

ですから、そのためにわざわざ推定ですけど1,000万以上の補償額を払ってやるまでのことではなかったと思いますけど、ですから、私はほかの理由があったんでしょうねと言いたいんですけど、恐らくそんな答えなんかで出てきませんから。

次の質問ですが、この庁舎を、結局くいは、このようにほとんど抜かなかった。何か不都合があるとか、今後くいを残すと何か不測の事態でも発生することがあるんですか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 新庁舎建設事業におきまして、基礎ぐいを残したことについて、今後発生する不都合の予測といたしましては、現在の庁舎を建て替える場合や移転をすることがあれば、支障となる可能性があると考えられます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） いずれこの新しい庁舎でも、また50年、60年たてば建て替えの時期が来ると思うんですけど、またそのときは同じように邪魔になる部分だけ恐らく抜いてやると思うんですが、一応そういうお答えをいただきました。

それでは、当然駅の北口広場も庁舎と同じように邪魔になる部分だけはつって撤去すれば済んだんじゃないかと思うんですが、多分、先に私のほうから答えを言いますと、計画がはっきりしていないからそうなったと、そういうふうにおっしゃると思うんですが、理由は何ですか。どうしても先に撤去したかった理由、もう一度お願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅北口交通広場用地内での基礎ぐいの撤去方法につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、物件解体後の工事への影響等を検討した上で総合的に判断し、JAの解体工事と併せて基礎ぐいを全て撤去することに決定いたしました。

また、先ほど議員おっしゃられた120本、推定ですけども、確認されたということでございますが、先ほど部長のほうから答弁ございましたとおり、現地にはJAの昔の建物のくいが多く残されておりましたので、それも含めての議員が確認された本数だというふうに思っておりますので、その多くはもともとあったものでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 確かにそうです。前からあった、隣の不動産屋さんのほうに接近しておった昔の弥富農協時代のくいも大量に抜いておりました。それも全部私のほうで図面で手に入れておって、全部勘定したら大体100本から120本ぐらいになるだろうなあということで、把握はしております。それも含めて抜く必要は私はなかったと思って、こういう質問をさせていただいておるわけです。

次の質問ですが、そうなってくると、このたび支払った補償費、農協さんに支払ったくいの撤去費用の補償費と、実際工事をやりかけてから必要な分だけ抜いた。そうすると、それはどちらが安いんですか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 物件移転補償費として算出した基礎ぐいの撤去費用と、支障となる基礎ぐいを取り壊した場合の工事費用との比較検討は行っておりません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 想像しても分かるとおりに、必要な分だけ抜いたほうが私ははるかに安いと思うんですけど、そんな答弁を、ここで皆さんクローバーテレビなりユーチューブなり見られて、そういう答弁はとてもじゃないけど、無理だなと思いましたけど、これは見られた方がどのように判断するか。明らかにそんなもの必要な分だけ抜いたほうが安いです。だから、ここの庁舎もそうしたんでしょう。

ですから、次の質問です。

一番冒頭に申しあげました地方自治法、地方財政法に、この法律から見て、こういうどちらが安いのか、きちっと検討したことってあるんですか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、基礎ぐいを撤去した理由につきましては、今後の工事への影響、スケジュール等を十分検討し、総合的に判断したものでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） そういうお答えしかしようがないなあと。

最後に、今日のタイトルのとおり、このJR事業というのは非常に無駄な工事が随分含まれておるなと思っています。既にもうやりかける早々からこういう無駄な工事だと私は思っていますし、市民の方々からも相当な反響が来ております。前回3月議会のユーチューブなりクローバーテレビを見られた方が、聞いておったけど非常に不可解な話だなあと。こんな話がいっぱい来るんです。

市長、これはどうですか。この先の事業が非常に心配なんです。また、この無駄がどんどんどんどん進むのか。こちらのほうも先ほどの佐藤仁志議員の話じゃないですけど、一切不

透明ですから議会でブレーキを踏むにしても踏みようがないんですよ。ですから、こういう場でやらせていただくしかない。市長、今後どうされますか、これ。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） J R・名鉄弥富駅自由通路等整備事業につきましては、議会でお認めをいただき進めてきた事業でございます。また、本市の積年の課題である鉄道に分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者・自転車の安全確保、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を事業目的として、第2次弥富市総合計画においても重点施策として位置づけ、事業を推進してまいりました。

そして、これらの事業を起爆剤として、弥富駅周辺のまちづくりに取り組むことにより、少子高齢化社会に対応した「歩いて暮らせる利便性の高いまち」、そして「人が集い・交流するにぎわいあふれる空間」を形成していくことが、これからの行政の責務であると考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今日のこの答弁は市民の皆様方が見ていただいておりますので、どう判断されるか。

私は、あくまでもこのくいを抜いたことは全く無駄だと思っています。この先これ以上無駄遣いをされないように、気をつけて進めてください。何を言っても止まりませんから、無駄遣いをしないように進めていただくことだけをお願いいたしまして、この件を終わります。

次に、前回に引き続きまして、公開討論会と選挙戦略を考える。

3月の定例会の私の一般質問で、昨年の市長選挙においての公開討論会に参加することを拒否された理由をお尋ねいたしました。その件に関し、再び多くの市民から問合せをいただきました。1対1の選挙は負けるか勝つか。公開討論会の基本原則は、立候補予定者の意思に基づく。不当に参加義務を課すものではないとの認識。戦いであるから、負けたら何もならない。私は勝つという中で選択。こういう答弁をいただきました。

これについて、すごく市民の方が関心を持ってみえるみたいで反響がすごかった。何が何でも聞いてくれと私も言われましたので、これは聞かんわけにいきませんから聞きます。

これら安藤市長の主張することを集約しますと、公開討論会に出席すれば負けるとの判断があったのでしょうか。お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのような判断はございません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 言われた内容から見ると、負けると思ったから私はやめたんだという話だったんですけど、ちょっと何か答えが違うような気がしますけど、そういう答えですね。

ですから、次の質問、公開討論会に出れば負ける理由は何なのでしょう。これも聞いてもしようがないですね。はい。お答えは結構です。

3 番目、開かれた選挙にするためには、公開討論会は行われるものだと思いますが、何度も安藤市長の答弁を聞いても、自身が当選さえすれば手段を選ばないというふうにしき感じ取れません。有権者不在の考え方ではありませんか。公開討論会を辞退したことは、有権者にとってプラス（有益）になったとお考えでしょうか。市長の見解をお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私の選挙におきまして、十分な考えが伝わったものと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5 番（加藤明由君） 何かちょっと質問の内容とはちょっと違うような気がしますけど、多分これ以上聞いても一緒ですから、そのまま市民の皆さんに今のお答えを聞いていただきました。

4 番目、公開討論会の参加と投票を促すことは矛盾しないとの答弁でした。市長は、個人演説会などで政策を訴えてきたと答弁していますが、事実上は個人演説会参加者は支援者がほとんどです。公開討論会の果たす役割は、有権者全般に市政に対する考え方を表明し、対立候補との違いを公に示す絶好の機会であったと考えますが、なぜ公開討論会だけ参加されなかったのか。再度お尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまで繰り返し答弁をしてきたとおりでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5 番（加藤明由君） 何とも簡単な答弁でございます。この件については、市民の皆さんからの質問をそのままストレートにやっておりますので、ストレートにお聞きさせていただきました。

また、続いてこういう答弁が出ますと、まだ少なくとも9月議会、12月議会が残っておりますので、またたくさん来るかも分かりません。

3月議会の一般質問のユーチューブ回数が1,000回を超えまして、今回の3月議会、昨日現在で1,050を超えまして、全体で3,600ぐらいしかありませんから、すごい視聴回数だと私は思っております。これぐらい、くいのか、公開討論会のことによって皆さんが関心を持ってみえるのか、両方かも知れませんが、いずれにしてもすごい市民の皆さんがこのことに対して関心を持ってみえる。

このままでいいかなと思うんですが、当たり前にとこの市でも公開討論会をやってみえるわけですね。こういう選挙戦術という考え方、改める考えはございますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 政治家として、その時々で行ってきた判断は正しいものと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 以上で、こういう答弁で終わりましたので、多分また今回の視聴回数もまた上がると思います。

次に、3つ目の質問でございます。

水路に投棄されたダンプ26台分の土砂。これは当初27台分と書きましたら、担当課長のほうから、1台多い、26台と言われましたので、26台に訂正をいたします。1台減っても2台減っても、やったことは同じですから大して変わらん話ですけど、事実は26台だそうでございますから、26台に訂正して質問をさせていただきます。

弥富市が令和4年度予算で行った単独土地改良事業揚水ゲート改修工事、3月の年度末で完了検査も終わりました。工事中に弥富市管理の用水路に投入された2トンダンプ26台分の土砂が現在も水中に放置されている。いつ撤去するのですか。

質問の1つ目、どのような理由で水路にダンプ26台分の土砂を投入することになったのか、お答えください。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 国道1号の市江大橋の北東部に位置する佐古木地区内で、令和4年度に行いました水門の改修工事である単独土地改良事業佐古木地区揚水ゲート改修工事につきましては、当初の設計では工事を進めるに当たり、水門を挟んだ上流部及び下流部の底張りコンクリートの上部に土のうを一時的に設置し、止水を行うことで施工場所を確保する締切り工の工程がございました。

しかしながら、締切り工を施工したものの、宝川流入部の水が底張りコンクリートの下部を通り、施工場所の内部に水が湧き出てくる状況に至ったため、工事を続けるにはさらに止水を行う必要があり、宝川流入部に2トンダンプで運搬した約36立方メートルの土砂を投入する追加工事によりまして、底張りコンクリートの下部の水みちを止めたことで工事を続けることを可能としたことが理由になります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） それでは、2番目の質問。

この土砂を入れるに当たり、どなたの許可で行ったのか。どなたが許可したんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 孫宝排水機場より上流部の宝川につきましては普通河川となっており、孫宝排水土地改良区が管理者となっております。そのため、本工事の施工上、先ほど御答弁申し上げました理由によりまして、孫宝排水土地改良区に対し、土砂の投入が必

要であることを説明しまして、投入の承諾を得ております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） これは私調べましたら、この土砂を投入した場所が佐古木四丁目538番地の3、これは現在所有者が、平成5年9月から当時の弥富町で登記をされておりますが、弥富町の所有地、今の弥富市の所有地に、なぜ孫宝が許可するんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 下の土地所有につきましては、私ども弥富市が所有しておりますが、あくまで水路ということで、管理上としては孫宝排水土地改良区のほうに管理していただいておりますので、孫宝排水土地改良区のほうにお話をさせていただいたというふうな形になります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） 何とも、人の所有物に第三者が許可をするということは考えられないんですけど、間違いなくこれは公図と登記簿を合わせたら四丁目538の3になっておりまして、恐らくこれは弥富市管理の水路だと思います。それをなぜ孫宝が許可するのか。

最終的に、土砂はもう既に大半が孫宝の宝川へ半分ぐらい流れていっておると思います。そのために、流すという前提の元に許可を取ったのかなあとこう思えてくるわけで、そうじゃないんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今回の水門工事の関係によりまして、工事を進めるに当たり必要であったということで投入させていただいております。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） それでは、次の質問に行きます。

一般市民が河川や水路に土砂を投入すれば当然違反になりますが、市が行うと許される理由というのは何なんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今回の本市が行いました追加工事によります締切り工での土砂の投入につきましては、法令違反ではなく、公共工事を行う上で必要な施工内容であるとともに、宝川の管理者である孫宝排水土地改良区に対しましても事前に承諾を得ていることから、問題はございません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） では、次の質問に行きます。

この事業に対しては、副市長が積極的に関与されました。このことで全然問題ないと考えてみえますか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 問題はありません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 次の質問に行きます。

水の流れを阻害する行為は法令違反となることだと思いますが、認識はどうですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 締切り工として一時的に設置した土のうにつきましては、全て撤去しております。土砂につきましては、事前に孫宝排水土地改良区に確認の上、水路底の高さよりも上部の土砂につきましては、施工後に宝川流入部に敷きならしを行っております。そのため、水路底の高さより高い土砂は残っておらず、水の流れは阻害されておられません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） それでは、写真出してください、2番。

これが最終的に工事が終わって土砂を撤去するんですが、当然この状態で取り切れませんから、大半がこの状態で水面下に残りました。それが約26台分のダンプの土砂。これがたしか3月21日のことですね。こうなったわけですね。

法令からいきますと、刑法の軽犯罪法第1条25項、川、溝その他水路の流通を妨げるような行為、これは軽犯罪法違反になりますが、そういう認識はあるんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） あくまで公共工事というふうな形で取り扱う形で投入しましたので、そのように思っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 少なくとも工事のために止めたことまではいいとしても、これをそのまま放置して、水面下もう本当に10センチ、15センチのところで、つい最近までずうっと残っておった、土砂が。

それで、この水門を始めるときに一番最初二、三年前でしたか、当時の大野部長が何をおっしゃったといいますと、佐古木一丁目がこの梅雨場時期から雨の多い時期に浸水をする。ですから、浸水をした場合に速やかに水を抜いて被害を軽減したい。こういうことで始まった事業だと思っています。そういうふうに私は言われました。ですから、なるべく早く落としたい。ですから、このたびも水門の扉も2列あったわけですが1枚にして、なるべく早く落とせるような方法で考えたのが今回やった工事だと思うんですが、その割にしては、終わってしまったらこうやって土砂を残して、川の流れを少なくとも阻害しておる。これが軽犯罪法に触れるわけなんですけど、それをもって撤去しない。これはどうなっておるんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 先ほども御答弁申し上げましたように、阻害はされていないものと私どものほうは考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員、これは通告に入っておりませんので、通告に従って次の質問に移ってください。

○5番（加藤明由君） いや、あの、ちゃんと通告してあります。水の流れを阻害する行為は法令違反、このうちの質問だと思いますが、結構です。

それでは、この事業にかかった総費用、それから始めてから随分追加工事費がかかった。これは幾らなんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） この事業にかかりました費用の総額としましては、3,565万8,700円となります。

また、当初の予定額の総額としましては3,301万1,000円で、追加工事費の総額としましては、264万7,700円となります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） この辺も水門の金属部分の工事と土木工事が別々に発注されまして、当初は356万だったのが、追加工事費だけで200万以上出たわけですね。結局予定どおりのことができなかった、そのできなかったこと自体が何かというと、この後から土砂を投入する費用に随分かかった。それで、通常350万のものに対して200万も追加工事が発生するということは、普通はあんまりあり得ないそうですね。どういう設計をしておったのか。

これもはっきり言って、私はもう最初からこうなるからやめておけ、やめておけと随分言った。それを強引にやろうとしたのが副市長なんですよ。この結果がこう。これ、土砂はいつ撤去するんですか。しないとすれば、しなくてもいい理由は何なんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 先ほどからも御答弁申し上げましたように、あくまで公共工事で投入した土砂になりますので、水路のコンクリート上部につきましてはそのまま敷きならしというふうな形の行為をしておりますので、それで撤去ということは今のところ考えておりません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 350万の予算に対して二百何十万も余分にかかって、さらにその上に撤去費用なんかもう払えっこない。でも、行政がこういうことをやっていいんですか。行政が、お金がないからとか、流れが一応できておるからいいと土砂をダンプカー26台分ですよ。それをほったらかしにしておいて、ここの孫宝というのは、もう十何年前になると思うけど、

1回しゅんせつをやっておるんですよ、しゅんせつを。しゅんせつをやった後に、こうやって土砂を放り込む。

次の写真をお願いします。

これは3月21日に工事が終わって、土砂を多少撤去した。その1か月もない2月26日に、その水門の上流700メートル、800メートルのところで、市民ですね。佐古木の住民が三、四十人出て、ヘドロの掃除をやっておるんですよ。水路の掃除をやっておるんです。その700メートル、800メートル下流で土砂を投入して放りっ放しにする。どう考えますか、これ。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） あくまでこの工事につきましては、水みちを防ぐ形で土砂を投入しておりますので、いわゆるしゅんせつに伴う、地元の方々のヘドロ掃除に伴うものとは、あくまで関係ないものということで考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） かなり苦しい答弁だと思います。

それで、最後にお聞きします。

市長、この現実、2月26日に住民は掃除をした。その1か月もたたんうちに市は土砂を川の中に流す。どうやって市民に説明するんですか、これ。納得すると思いますか。これを行った人は全然知りませんよ、こんなことがあったことは。知ったらどう思いますか、これ。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 市民の皆様の日頃から水路の掃除等に御協力をいただきましたこと、大変深く感謝をしております。ただし、先ほど土砂を投入したことについては、あくまでもこの佐古木地域の水門の工事をするに当たりまして、水みちを止めること、そのために投入した土砂でございまして、水路の流れを阻害するものは一切ございません。

そして、この工事によって佐古木地区のこれまで雨が降ると浸水をする危険があったところについて、その部分を解消した。また、農業をやられる方については、水を利用される部分においてのこの水門を活用していただける大変重要な工事でございますので、議員のおっしゃっていることとはちょっと離れた問題でございます。私どもは、この工事はとても重要な工事であって、必要な成果が得られたものと確信をしております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 市長がまともに今答弁されなくて、副市長が言い訳としか思えないような答弁をされましたが、この水門の工事に対して3,500万以上かかって、土地付の住宅が1軒買えるような金額をかけて、上流では市民が掃除をし、下流ではそうやって土砂を放置したまんま。取ることはできたわけですけど、それでもあまりにもお金がかかっちゃったか

ら、もうこの辺でやめておきましょうよということで、実にいいかげんな工事をやられた。
こんなことを市民が知ったら激怒しますよ。しっかり反省をしてください。終わります。

○議長（平野広行君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時35分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 大 原 功

同 議員 板 倉 克 典

